

避難所開設・運営マニュアル
作成ガイドライン

令和4年3月作成
(令和6年3月改訂)

広島県

目次

はじめに

第1章 つくろう！避難所開設・運営マニュアル

1. 本ガイドラインについて
2. マニュアル（各避難所版）の作成方法

第2章 立ち上げよう！避難所検討委員会

1. 避難所検討委員会を立ち上げよう！

第3章 調べよう！避難所のこと

1. 避難所をどんなときに使う？
2. 避難所はどんなふうに見える？
3. 避難所にはどんなものがある？

第4章 検討しよう！災害時のこと

1. 誰が開設、運営する？
2. 施設をどのように使う？
3. どうやって開設する？
4. どうやって運営する？

第5章 マニュアルをとりまとめよう！

第6章 継続的に見直そう！

1. 「検証」を通じた見直すポイントと見直し方
2. 避難所の開設・運営に関する訓練メニュー
3. 「修正・強化」を通じた見直すポイントと見直し方

■ 参考資料

はじめに

平成30年7月に発生した豪雨災害では、県内各地で浸水や土石流、土砂崩れが多発し、多くの尊い命が失われるなどの甚大な被害が発生しました。この豪雨災害において避難行動をとった県民が少なかったことなどから、早めの避難行動につながる有効な要素を導き出すことを目的に、行動心理学や行動経済学などの専門家からなる研究チームによる詳細な分析を行い、避難の実効性を高める要因として、「避難場所が快適であること」、「避難に車が使えること」、「災害当日の避難場所や道中の安全が明確であること」などの分析結果が取りまとめられました。

この調査結果を踏まえ、本県では、令和2年度に有識者を交えた「避難行動につながる避難所環境等検討会」を設置し、平時からの避難所の設備環境に関する詳細な情報発信、災害当日における避難所・避難経路のリアルタイムな情報発信、避難所環境整備・運営改善など8つの項目について検討し、今後の具体的な方策をとりまとめました。

この検討結果を踏まえ、避難所の運営改善・環境改善の取組を進めるため、令和3年度から、県内5箇所で開催・運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するモデル事業を実施するとともに、各避難所においてマニュアルの作成を進めるための手引きとして「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

ガイドラインでは、地域の特性を踏まえ、各避難所の状況に合わせたマニュアルを作成する際に実施すべき調査、検討内容や作成のポイントを示すとともに、モデル避難所での取組なども参考にできるようにしています。

また、マニュアル作成後にも、避難所の開設・運営の実効性を高めるための訓練を実施できるよう、訓練のメニューや環境改善の方法などを示すなど、既にマニュアルを作成している避難所においても活用していただけるように工夫しています。

各避難所においては、本ガイドラインを参考に、いざというときに迅速かつ円滑に避難所の開設・運営が可能となるよう、平時から市町、施設管理者、地域の皆様が協働してマニュアルの作成や見直しに取り組んでいただければと思います。

さらには、マニュアルの作成や訓練の実施を通じて、地域の皆様が避難所への理解を深めていただき、避難所の運営や環境改善の取組が進むことにより、県民の皆様の適切な避難行動につなげていただければ幸いです。

令和4年3月 広島県健康危機管理課

第1章 つくろう！避難所開設・運営マニュアル

第1章では、マニュアルの必要性と、本ガイドラインの内容、マニュアル作成の方法について、説明します。

○避難所開設・運営マニュアルの必要性

- 災害発生時、避難所は避難先や被災者の一時的な生活の場として、重要な役割を担っています。その役割を果たすためには、平時から安全に安心して生活できる環境を整え、円滑に運営することのできるよう準備しておくことが必要です。しかし、環境が十分ではなく、運営体制も決まっていない避難所が少なくありません。
- 今後も、必ず災害は発生することから、避難所の環境と円滑に運営するための体制の整備は、喫緊の課題の一つです。平成30年7月豪雨災害を経験した地域の方からも「避難所の運営に関するマニュアルがなかったため、対応に苦労した」「何をどうしたらよいかかわからず、手探りだった」などの声がありました。このことから、普段経験することのない避難所の開設・運営を何もなし状態から行おうとしても、決して円滑にはいきません。
- そこで、まず作成したいのが各避難所ごとの「避難所開設・運営マニュアル」です。このマニュアルをあらかじめ作成することにより、避難所の開設・運営を「誰が、いつ、どのように行うのか」が明確になり、より円滑な避難所の運営につながる最初の一歩となります。
- この作成の過程では、備蓄や設備等の現状を把握し、よりよい避難所環境を確保するための必要な資機材を検討する機会があります。このため、マニュアルの作成は、避難所の環境改善にもつながるという効果もあります。

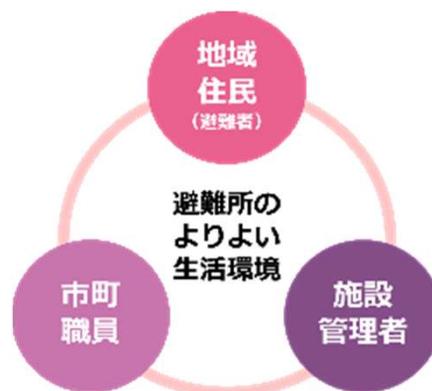


平成30年7月豪雨時の避難所の様子

出典：熊野町「平成30年7月豪雨災害の検証結果報告書」

○避難者は、お客様ではありません。

- それでは、避難所の開設と運営は「誰が」行うのでしょうか。多くの人は「市町の職員や施設の管理者でしょう!？」と思っているかもしれませんが。しかしながら、災害の状況によっては、市町職員や施設管理者が被災したり、道路の寸断・庁舎の被災などにより避難所にたどり着けず、避難者を予定どおり受け入れられないこともあります。
- また、過去の災害では、市町職員の多くが避難所運営に携わることで、本来行政が携わるべき復旧・復興の取組に当たる職員が足りなくなり、地域の復旧・復興が遅れた事例もあります。
- このような教訓から、避難所の開設・運営は、避難者を含めた地域住民と市町職員、施設管理者の3者が協働して進めることが重要です。



- 本県のモデル事業では、地域の方から、「食事の配布ぐらいは住民でできるから、うまく役割分担して、職員の方にはできないことをやってほしい」といった意見がありました。
- その一方で、平成30年7月豪雨災害では、一部の地域住民や自主防災組織に避難所運営の負担がかかり過ぎたという課題もありました。
- 避難所の開設・運営にあたっては、地域住民、市町職員、施設管理者の3者が、それぞれでできることを分担して、協力しながら進めていくことが必要となります。

○継続的な取組みを通じた「安全・安心」

- マニュアルは作成して終わりではありません。マニュアルに書かれていることが、災害時に実践できるようにならなければなりません。また、内容を常に見直すことも必要です。
- そこで行うのが「訓練」です。訓練は、マニュアルの内容を理解し、実践できるようになるだけでなく、内容を検証し改善する機会でもあります。
- 継続した訓練によるマニュアルの見直しは、将来、災害が発生した場合に、地域のみなさんが共に助け合い、安心して避難生活を過ごすことができることにつながっていきます。



避難所開設訓練の様子
(広島市落合小学校)

1 本ガイドラインについて

災害時、避難所はどのように開設・運営すればよいのでしょうか。その手がかりとなるのが「避難所開設・運営マニュアル」です。そのマニュアルを、各避難所ごとに作成するための手順・方法を示したものが、本ガイドラインです。

何もないところからマニュアルを作成するには、大変な労力が必要です。本ガイドラインでは、付属の「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」を活用して、各避難所の状況に合わせて作り替えることにより、少ない労力でマニュアルが作成できるようにしています。

○各章の主な内容

各章の主な内容は、次のとおりです。

- 第2章「立ち上げよう！避難所検討委員会」
マニュアルの作成に向けた「避難所検討委員会」の立上げ方
- 第3章「調べよう！避難所のこと」
各避難所でのマニュアルの作成にあたり、地域特性や避難所ごとの規模・設備など、事前に「調べること」の内容や方法
- 第4章「検討しよう！災害時のこと」
避難所運営の関係者（地域住民、市町職員、施設管理者）が、避難所の開設・運営で取り組む内容など、事前に「検討すること」とその手順
- 第5章「マニュアルをとりまとめよう！」
「調べたこと」、「検討したこと」のマニュアルへの反映方法
- 第6章「継続的に見直そう！」
マニュアルの見直しのための訓練や改善の方法について紹介

第1章 つくろう！避難所開設・運営マニュアル



第6章 継続的に見直そう！



2 マニュアル（各避難所版）の作成方法

各避難所では、開設・運営する人、開設・運営の条件、対応の方法などが異なります。

本ガイドラインでは、各避難所について「調べたこと」、各避難所に応じて「検討したこと」を、「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」に反映させることで、各避難所独自の避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）が作成できるようにしています。



避難所開設・運営マニュアル（標準版）

「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」は、次の5つの要素で構成されています。



避難所に関する基本情報



避難所開設アクションカード (大雨編・地震編)



避難所運営マニュアル (各班の対応)



様式集



ポイント集

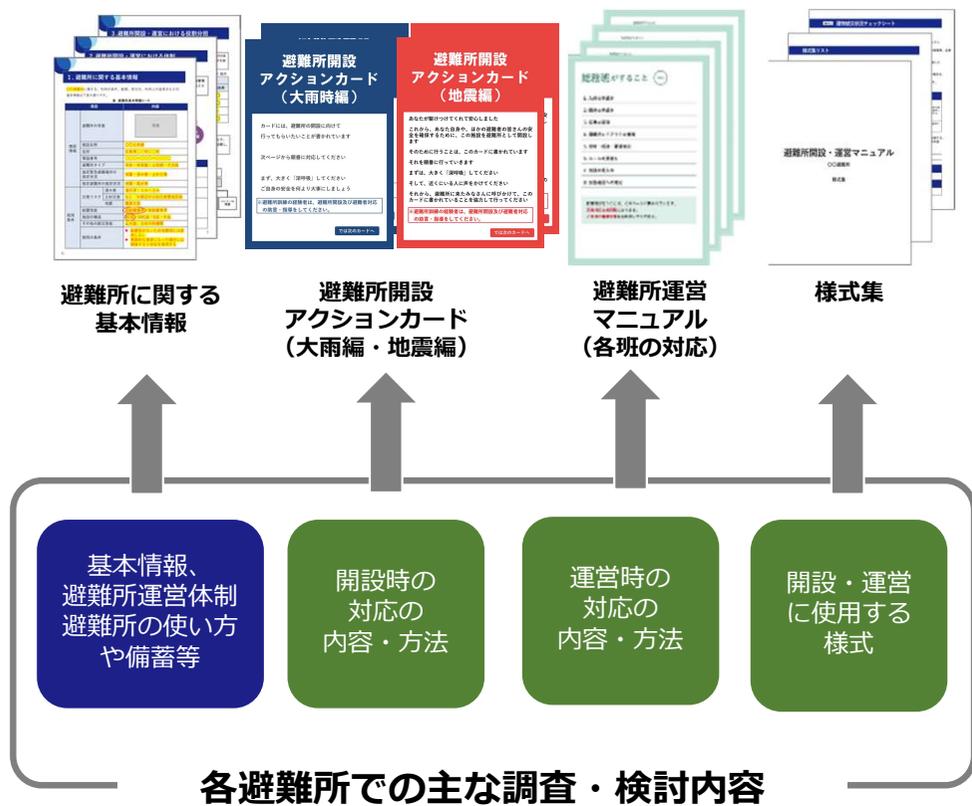
運営時に使用する「様式集」やポイントをまとめた「ポイント集」は、アクションカードやマニュアルの付属資料として、整備しています。

○避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）の作成の方法

各避難所独自の「避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）」は、標準版として示している「基本情報」「アクションカード（大雨編・地震編）」「マニュアル」「様式集」に、各避難所に関する情報や体制、対応方法などを反映させ、作成します。

本ガイドラインでは、その作成の方法について、参考情報と合わせて示しています。合わせて、県内のモデル避難所でマニュアルの作成を進めた際の取組も、参考事例として紹介しています。これらを踏まえて、各避難所にあわせたマニュアルの作成を進めていきましょう！

避難所に関する「基本情報」は、ご自身の避難所の情報を入力し、「アクションカード」「マニュアル」「様式集」は、そのまま活用することも、避難所ごとにアレンジすることもできます。



「指定避難所」について

避難所は、正式には「指定避難所」といいます。よく似た言葉に「指定緊急避難場所」があります。このふたつは、市町が指定した場所になりますが、役割は全く異なるので紹介します。

○指定避難所

指定避難所とは、「避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7）」のことで、**一定期間、避難生活を送る場**であり、本ガイドラインの対象です。

指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねる場合もあります。



避難所を示す記号



指定避難所の様子

○指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために、**一時的に避難するための施設または場所**のことを指します。

そのため、避難者が長期間滞在することは、想定されていません。このような指定緊急避難場所は、災害の種別に応じて、安全を確保できる場所が指定されています。



緊急避難場所を示す記号



緊急避難場所の様子

出典：豊後高田市HP

第2章 立ち上げよう！避難所検討委員会

第2章では、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）の作成・見直しに向けた、避難所検討委員会の立上げについて説明します。

なお、検討委員会の立上げ以外にも、地域の実情に応じて自主防災組織などを活用できる場合は、そうした地域の組織体で検討することも考えられます。

○誰が集まる？

- 地域住民、市町職員、施設管理者で協力して避難所運営に取り組む必要があることは、第1章で説明しました。それでは、マニュアルは誰が作ればよいのでしょうか？
- それは、避難所を使用する地域住民、避難所開設・運営の担当者となる市町職員、施設管理者の3者が集まって、**協力して作成します**。
- 作成にあたっては、災害時に「いつ、何をすればよいか。どうやって開設・運営していけばよいか。」について3者で検討し、認識を共有しながら進めます。この**3者による検討の機会として「避難所検討委員会（以降、「検討委員会」とします）」を立ち上げます**。



○どのように「検討委員会」を立上げる？

- 「検討委員会」の立上げは、実際どのようにすればよいのでしょうか？
- **立上げ方法は、地域によって様々です**。避難所を担当する市町職員が、避難所となる施設管理者、避難所に関係する地域・地区の住民組織の代表者（自治会や自主防災組織など）へ参加を呼びかけたり、地域住民（自主防災組織など）や施設管理者が他の関係者へ呼びかける場合もあります。**大切なのは、まずは3者が集まってみることです**。
- 参加メンバーが決まったら、次は、避難所に集まり話し合う機会を設けます。市町職員、または地域住民が調整して、参加メンバーで集まる日程を決め、集まり、「検討委員会」を立ち上げます。

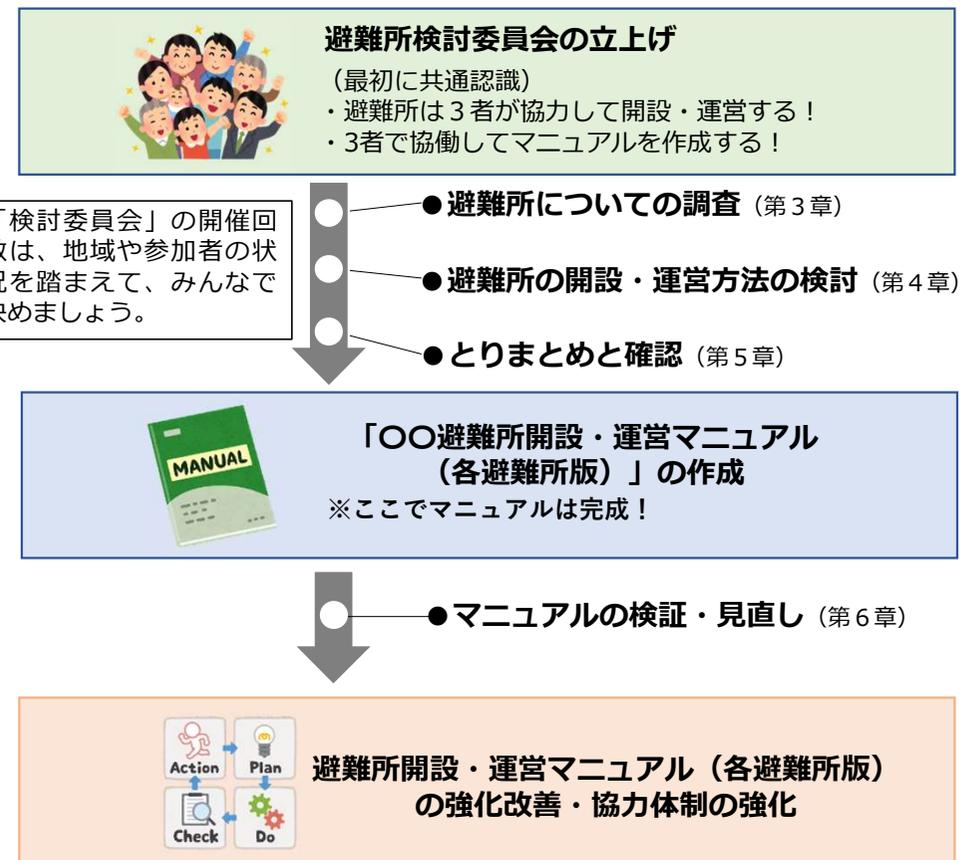


○「検討委員会」では何を？

みんなが集まる「検討委員会」では、どんなことに取り組みばよいのでしょうか？

下図にその流れを示しています。

- 1 最初に共通認識を持つ。
まずは、「**避難所は3者が協力して開設・運営を行う。**」「**そのために3者で協力してマニュアルを作成する必要があること**」への共通認識を持ち、**検討会の方向性を一致させる**必要があります。このため、次のような取組を関係者で行い、避難所生活の具体的なイメージを共有します。
 - 防災に関する勉強会を行う。
 - 実際に被災し、避難所生活を経験した方から経験談を聞いてみる。
- 2 次に、対象となる避難所について調べます。
- 3 また、避難所の開設や運営の方法について、検討します。
- 4 そして、検討した結果をとりまとめて、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）を作成します。



避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）を作成した後は、「検討委員会」で継続的に訓練を企画・実施し、見直していきます。関係者が替わることもあるため、訓練を定期的実施し、**関係者が顔の見える関係を築き、協力体制を維持・強化していきましょう**。

避難所検討委員会を立ち上げよう！

避難所検討委員会の構成員を決め、立ち上げましょう。検討委員会の立ち上げ準備は、市町職員や地域住民（自主防災組織など）が進めます。

準備

避難所開設・運営に参画する担当者や組織の確認

(1) 内容

- 避難所を利用する対象者、対象の地域・地区
- 対象地域・地区内の住民組織（自治会、自主防災組織等）
- 避難所検討委員会の立ち上げ

(2) 方法

- ① 市町職員、または地域住民（自主防災組織など）は、避難所を利用する住民が居住する地域・地区を確認し、避難所利用の主な対象者と対象地域・地区の範囲を明らかにします。
- ② 対象地域・地区内の主な住民組織（自治会や自主防災組織など）や、避難所の開設・運営に協力してもらえそうな団体などを確認し、避難所検討委員会のメンバー候補とします。
- ③ 対象の避難所となる施設管理者、対象地域・地区内の主な住民組織や団体などに、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）作成に向けた検討委員会への参加を求めます。

📍【ポイントA、B参照】

	熊野東防災交流センター	竹原市中通地域交流センター	世羅町大田自治センター	広島市落合小学校
市町職員	・防災安全課 ・避難所衛生班（保健師等） ・避難所班	・危機管理課	・総務課	・危機管理課
施設管理者	・センター長	・センター長	・センター長	・校長
地域の団体	・各地域自治会 ・各地域自主防災組織	・各地域自治会 ・各地域町内会	・各地域振興会 ・各地域自主防災会	・各地域自治会 ・各地域町内会
その他		・民生委員		・地域包括支援センター ・社会福祉施設 ・大学教授

モデル避難所での検討委員会の参加者

📍【ポイント】

- A) 避難所では、避難者を収容できる規模により、運営に必要な人員の数が変わります。例えば、多くの避難者が収容できる大きな施設では、様々な避難者ニーズが発生します。避難者の収容規模も踏まえて、避難所開設・運営の関わりを考え、**なるべく多くの人々が運営に参加できるようにしましょう。**
- B) 様々な避難者ニーズに応えるために、避難所開設・運営へ参加してもらう人は、住民組織に限らず、民生委員や児童委員、保健師や社会福祉協議会の職員の方なども考えられます。様々な立場や能力等のある人に参加してもらい、**平時から顔の見える関係づくり**をしましょう。

【とりまとめ】

準備の段階で明らかになったことは、避難所開設・運営マニュアル（標準版）のp7の「参加する組織・担当」に反映し、整理します。

2. 避難所開設・運営における体制

■ 避難所開設・運営体制の原則

〇〇市町の職員（＝行政）、避難所対象の〇〇施設の管理者（＝施設管理者）、〇〇避難所周辺の地域住民及び避難者で、開設・運営することを原則とします。

〇〇避難所は、災害により被災した方が一定期間生活を送る場所となります。この避難所を開設・運営するための体制として、市町職員、施設管理者・地域住民（避難者含む）の3者が協働し、助け合いながら避難所を開設し、運営します。

参加する組織・担当

参加組織	担当者・団体名
〇〇市町の職員	〇〇〇〇 〇〇〇
〇〇施設管理者	〇〇〇〇 〇〇〇
避難所の対象地域・地区	〇〇〇〇 〇〇〇
地域の団体名 (自治会・自主防災組織等)	● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇 〇〇〇

③で明らかになった担当者、管理者を記入します。

①～②で明らかになった主な対象地域・地区や住民組織等を記入します。



避難所検討委員会の立上げ

- モデル避難所での検討会では、避難所が属している小学校区や地区など、市が把握している住民組織などに声をかけ、避難所検討委員会を立ち上げました。その際、避難所での多様なニーズに応えられるよう、自治会や自主防災組織等だけではなく、日頃から地域の高齢者の方などと接している民生委員の方にも声をかけ、ご参加いただきました。
- 多様な立場の方々が参加することで、要配慮者に必要な対応や女性への配慮など、多様な視点で避難所開設・運営についての検討が行えました。



竹原市での検討会の参加者

【参考】平成30年7月豪雨災害における各市町の検証報告書等では、避難所の開設・運営での課題の一つとして、次のものが挙げられています。

時期	課題	出典
事前準備	● 住民自治協議会や自主防災組織などで運営するためのマニュアルがなかった。	東広島市「平成30年7月豪雨における災害対応等検証報告書」
避難所の開設	● 職員が開設する避難所へ向かうのに、交通状況により時間がかかったり、到着できなかった。	熊野町「平成30年7月豪雨災害の検証結果報告書」
避難所の運営	● 職員が受付対応に追われていたため、男女の視点等に配慮した区割りやニーズの対応ができず、必要なスペースを確保できなかった。 ● ペットスペースの確保ができず、トラブルが発生したところもあった。	熊野町「平成30年7月豪雨災害の検証結果報告書」
	● 高齢者にとっては床に直接就寝すると身体に負担が大きいため、段ボールベットをもっと早期に設置してほしいという意見もあった。	広島市「平成30年7月豪雨災害における避難対策等の検証とその充実に向けた提言」



検討会開催によるマニュアルの作成の進め方

- 検討委員会では、第3章「調べよう！避難所のこと」に示す調査を行い、第4章「検討しよう！災害時のこと」に沿って検討しましょう。
- 調査や検討は、検討委員会を何度か開催しながら、段階的に進めましょう。
- モデル避難所の検討会では、まず始めに、3者で避難所開設・運営を行うこと、マニュアルを作成する必要があることなどを住民組織の代表者らに説明し、認識の共有を図りました。その後、3者での検討を進め、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）を作成しました。

回	日程	テーマ
第1回	8月〇日	・住民、市町職員、施設管理者による避難所開設・運営の必要性の共有 ・避難所開設・運営マニュアルの必要性の共有 ・災害リスクや使用条件等の調査結果の確認・共有
第2回	9月〇日	・避難所開設・運営の主体の確認・検討
第3回	10月〇日	・避難所のレイアウトの検討 ・避難所開設時の対応と備品等の検討
第4回	11月〇日	・避難所運営時の対応と備品等の検討 ・避難所ルールの検討 マニュアル完成 ・マニュアル検証のための次年度の訓練企画

モデル避難所での検討会の取り組み例（全4回）

- モデル避難所では、全4回の検討会（各回2時間程度）を行いました。中には、第3章の調査と第4章の検討を同時に行い、全2回でマニュアルを作成したケースもあります（モデル避難所の概要資料を参照）。
- なるべく参加者の負担がないように、参加者の状況や避難所に関する理解度なども考慮しながら、検討会の開催回数や時間を決めましょう。



モデル避難所での検討会の様子



3者が共通認識を持つための実施事例

モデル避難所での検討会では、3者が共通の認識をもち、マニュアルの作成を進めるために、まずは、「避難所がどういうところなのか。」「どんなふうに関設・運営されるのか。」など、避難所の実態について、避難されたことのある住民、避難者を受け入れた市町職員、施設管理者が、それぞれの経験談を話し合いました。

■熊野町の事例

【施設管理者】

- 実際の避難所開設の際に、大勢の住民が一度に避難して来たため、受付に手を取られて、案内や誘導などができず、結果として、避難者が施設内の各所に分散してしまい、その後の対応に苦慮した。
- 私が避難者の対応に苦慮している中、避難者が自分のことは自分でやってくれたり、避難した中学生が、毛布の配布やマット敷きなどの避難所運営の手伝いをしてくれて、大変助かった。

【住民（平成30年7月豪雨災害経験者）】

- 当初、マニュアルがなかったため、避難所の運営では何をしたらよいか、わからなかった。
- 住民（自治会）としてできることはやろうということになり、まずは、何をどうやるべきか、町職員や施設管理者と会議で話し合いながら、やることを決めていった。



避難所運営時の経験談を話す住民（熊野町）

■竹原市の事例

【市職員】

- 災害時はさまざまな対応をしなければならず、職員だけでは人手が不足し、避難所で住民に対する十分な支援ができないため、住民にもできる限り協力してほしい。

【住民（避難経験者）】

- 避難所で生活した際、市職員が様々な対応に追われていたため、食事の準備ぐらいは、避難者でも対応できると思い、声をかけた。



避難所運営時の経験談を話す住民（竹原市）

■避難所開設・運営の実態の説明

その他、具体的な対応方法などを検討するにあたり、避難所の開設・運営のイメージを共有するため、その実態について、過去の災害の事例を紹介しながら、防災に関する勉強会を実施しました。



避難所開設・運営の実態の事例紹介（熊野町）

第3章 調べよう！避難所のこと



第3章では、各避難所の調査内容と方法について説明します。

○なぜ調べる？

- 避難所となる施設は、どのような災害時でも利用できる施設もあれば、浸水想定区域内にあるため、大雨時は利用できない施設もあります。
- 利用条件は、避難所の所在する地域の特性に応じて、各市町が指定しています。指定されている避難所は、普段は学校や公民館などとして利用されていることが多く、**避難所としての役割に応じた設備や資機材が必ずしも整備されているわけではありません。**
- 施設規模により収容できる人数にも限りがあり、実際、災害時に避難所としてのどの部屋が利用できるかなどを、**事前に調べて整理しておく必要があります。**そこで施設となる避難所がどのように使えるか調査します。

○どんなことを調査する？

避難所について調べる内容は、3つのことがあげられます。

- 1 「どんな時に使う？」
- 2 「どんなふうに見える？」
- 3 「どんなものがあるのか？」

調査の結果は、避難所の利用に関する基本情報として、とりまとめます。

調査1：どんな時に使う？

調査2：どんなふうに見える？

調査3：どんなものがある？

○どうやって調査する？

3つの調査をどのように進めればよいかについて、p18~p29で、それぞれの調査の進め方と避難所開設・運営マニュアル（標準版）への反映の方法を示しています。

■内容
具体的に調べることを示しています。

■ポイント
調査する際の気をつけることやポイントを示しています。

1 避難所をどんなときに使う？
避難所をどんな時に開設するのかわかりにくいため、以下の調査内容と方法に沿って、調査を進めましょう！

調査1 避難所の災害リスクと耐災性能、利用条件の調査

【内容】

- 避難所のある場所の災害リスク
- 避難所施設の耐災性能
- 避難所の使用条件

【方法】

- ① 避難所となる施設の名称（施設名称、住所、電話番号、避難所タイプ）を確認し、明らかにします。
- ② また、施設の避難場所及び避難所としての指定状況を確認し、明らかにします。
- ③ 各市町が作成している被害想定やハザードマップ（地震、津波、高潮、浸水害、土砂災害など）をすべて入手します。
- ④ 被害想定図やハザードマップで、対象となる避難所の場所にペンなどで印をつけます。
- ⑤ 対象となる避難所に想定される地震の揺れ、浸水の有無と浸水深、土砂災害の危険等を確認し、災害リスクを明らかにします。☆【ポイント参照】
- ⑥ 対象となる避難所の建築年数を市町職員に確認し、旧耐震基準なのか、新耐震基準なのか、またその構造（RC造、S造、木造等）を明らかにします。☆【ポイント参照】
- ⑦ また、対象となる避難所の耐災性（地震やその他の災害への対策）の有無を、市町職員に確認し、明らかにします。☆【ポイント参照】
- ⑧ 上記の⑤～⑦の結果を踏まえ、避難所がどのような条件で使用されるかを、市町職員に確認し、明らかにします。

【とりまとめ】
調査で明らかになったことを、避難所開設・運営マニュアル（p6）に反映し、整理します。その際、避難所の写真も入れてください。

1. 避難所に関する基本情報

項目	内容
避難所の名称	〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
避難所タイプ	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
指定する避難場所の指定状況	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
災害リスク	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
耐災性能	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
使用条件	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

■方法
具体的な調査の方法や調査に使用する資料等を示しています。

■とりまとめ
調査を通じて明らかになったことを、避難所開設・運営マニュアル（標準版）のどこに反映するかを示しています。

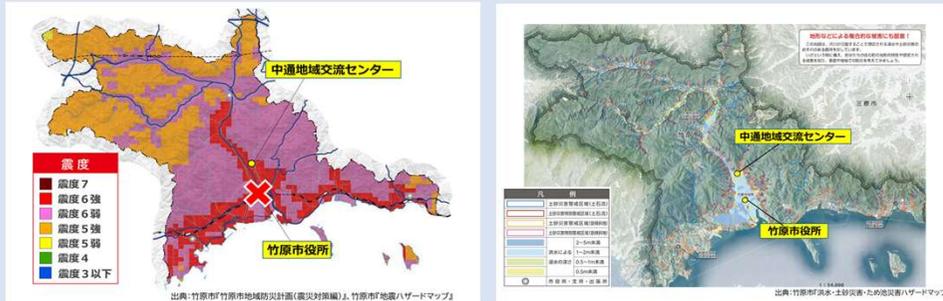
各ページでは、上図のように、調査内容と方法、ポイント、明らかになったことをとりまとめる方法を示しています。合わせて、実際に「モデル避難所」において調査を行った事例などを紹介しています。

それでは、次ページからの調査内容と方法を確認しながら、調査を進めましょう！



避難所が浸水想定区域内に？使える場所・部屋を明確化！

竹原市のモデル避難所の検討会では、避難所となる施設の所在地が洪水による浸水想定区域内にあり、1階部分の一部に浸水のおそれがありました。市としては、浸水害時には、施設の「2階部分だけを避難所として利用する」ことをあらかじめ決めていたため、このことを避難所検討委員会で共有しました。



竹原市のモデル避難所における災害リスク確認例
(左：地震、右：風水害)

番号	避難所名称	所在地	対応災害 (注釈) 【土砂】	対応災害 (注釈) 【洪水】	対応災害 (注釈) 【津波】	対応災害 (注釈) 【高潮】	対応災害 (注釈) 【地震】
1	竹原西地域交流センター	竹原市竹原町2377番地1	○避難可	2階以上可	2階以上可	○避難可	○避難可
2	竹原西小学校体育館	竹原町2440番地	○避難可	×避難不可	×避難不可	○避難可	○避難可
3	竹原高等学校体育館	竹原町3444番地1	○避難可	×避難不可	×避難不可	○避難可	○避難可
4	人権センター・児童館	竹原市中央五丁目5番17号	○避難可	2階以上可	2階以上可	○避難可	○避難可
5	竹原市民館	竹原市中央五丁目5番24号	○避難可	2階以上可	2階以上可	○避難可	×避難不可
6	道の駅たけはら	竹原市本町一丁目1番1号	○避難可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○避難可
7	竹原小学校体育館	竹原市田ノ浦二丁目5番1号	×避難不可	○避難可	○避難可	○避難可	○避難可
8	宿根集会所	竹原市下野町345	○避難可	○避難可	○避難可	○避難可	×避難不可
9	中通小学校体育館	竹原市下野町3469	×避難不可	×避難不可	○避難可	○避難可	○避難可
10	中通地域交流センター	竹原市下野町3478	○避難可	2階以上可	○避難可	○避難可	○避難可

指定避難所の詳細例（竹原市）

避難所としての指定状況のほかに、避難所としての使用条件を、市に確認したところ、次のことが確認でき、共有しました。

- 地震時、モデル避難所（中通地域交流センター）に避難はできるが、隣接する小学校を避難所として開設するため、避難所としては開設しない。
- 風水害時に使用する場合は、2週間程度の活用を想定している。

	地震・津波	洪水	土砂災害	高潮
避難所としての運用	隣接する小学校を、主の避難所として使用※ 小学校と連動した補助的な運用となり、必要に応じて開設・運営 ※大規模な地震が発生した場合、避難者が多数となることが想定	・2階のみ※の避難所として運用 ※想定されている浸水深より、1階部分が浸水する可能性がある ・避難者数が多い場合または長期間(約2週間以上)の避難が必要な場合、小学校が避難所となる	・避難所として運用 ・避難者数が多い場合または長期間(約2週間以上)の避難が必要な場合、小学校が避難所となる	
ポイント	本検討会で作成するマニュアルの対象としない	2週間程度、2階のみの活用を想定したマニュアルとして対象化	2週間程度の活用を想定したマニュアルとして対象化	



■避難所運営マニュアルの検討にあたってのポイント

- ・避難所の開設から、2週間程度、活用することを基本
- ・浸水の発生に備え、主として2階を活用することを想定

避難所の使用条件の整理例



避難者の安全確保ができるか確認を！

- 調査した結果、避難所として使用を想定していた施設に耐震性がない、施設が浸水区域内や土砂災害警戒区域内に所在しているなど、避難所としての使用は困難なことが、明らかになる場合もあります。
- 避難所での避難者の安全を確保するためにも、必ず、みなさんで**施設の災害リスクを知り、使用条件を確認しましょう！**



2 避難所はどんなふうに見える？

施設の中にどんな部屋があるか、施設にどんな設備があるか明らかにします。

調査 2

避難所のレイアウト 収容可能人数と設備の調査



(1) 内容

- 避難所として利用できる部屋・場所と使用時のレイアウト案
- 避難所（各部屋）として収容できる人数
- 避難所（施設）にある設備

(2) 方法

- ① 施設内にある各部屋の面積がわかる図面を入手します。また、施設を避難所として使用する際のレイアウト図があれば、それも入手します。
- ② 次に、市町職員（または地域住民）は、市町が定めている避難所の収容人数について確認します。
- ③ 図面をもとに、施設の視察を行い、避難者が収容できる（している）部屋を確認します。
- ④ 生活に必要なとなる電気、上下水道、ガス、通信等の設備状況とトイレの代替手段の確保の状況を確認します。実際に、設備の使用方法も確認します。
📍【ポイントA参照】
- ⑤ 各部屋に設置されている、その他の設備（調理設備、冷暖房設備等）や駐車場などの周囲の状況も確認します。実際に、設備の使用方法を確認します。
📍【ポイントB、C参照】

📍【ポイント】

- A) 生活に必要なとなる設備状況を確認する際は、設備が使えない場合の代替手段である非常用発電機やガスコンロ、簡易トイレなどの設備の状況も、確認しておきましょう。また、部屋ごとの特徴的な機能や設備についても把握しておきましょう。

項目	代替手段と避難生活に必要な主な設備例
電気	非常用発電機
水道	飲料水の備蓄、貯水槽、防災用井戸
ガス	カセットコンロ、カセットボンベ
通信	衛生携帯電話、無線機
トイレ	簡易トイレ、携帯トイレの備蓄
その他	駐車場、洗濯機、シャワー、調理設備、送風機、ヒーター、テレビ・ラジオ

📍【ポイント】

- B) 車で避難する住民の方もいるため、あらかじめ、何台くらい駐車できるか、駐車場の有無や広さも確認しておきましょう。
- C) 避難所の駐車場は、物資を受け取る際にトラックなどを駐車したり、物資の積み下ろしをするほか、仮設トイレの設置、ゴミの集積場や洗濯物干し場、野外風呂などのスペースにもなります。必要に応じて、スペースを確保できるよう、あらかじめ確認しておきましょう。

【とりまとめ】

調査で明らかになったことは、避難所開設・運営マニュアル（標準版）のp10～p11の「避難所レイアウト」および「設備一覧」に反映し、整理します。

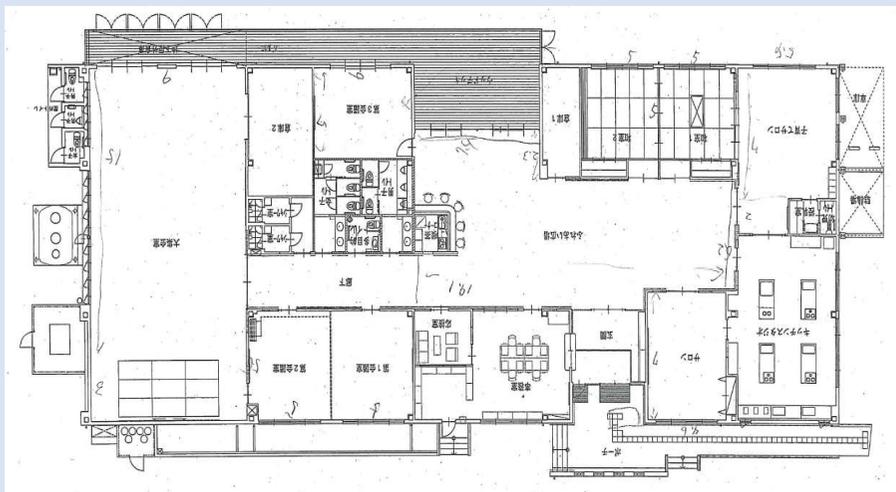
The screenshot shows a manual page titled '4. 施設の利用' (4. Facility Use). It includes a section for '避難所レイアウト' (Shelter Layout) and '設備一覧' (Equipment List). Annotations in red boxes and arrows provide instructions:

- ①で入手した図面やレイアウト図を貼り付けます。 (Attach the diagrams and layout diagrams obtained in step 1.)
- ②で確認した収容人数を記入します。 (Enter the number of people confirmed in step 2.)
- ③で明らかになった避難者を収容する部屋を記入します。 (Enter the rooms that can accommodate the evacuees identified in step 3.)
- ④と⑤で明らかになった設備状況を記入します。 (Enter the equipment status identified in steps 4 and 5.)

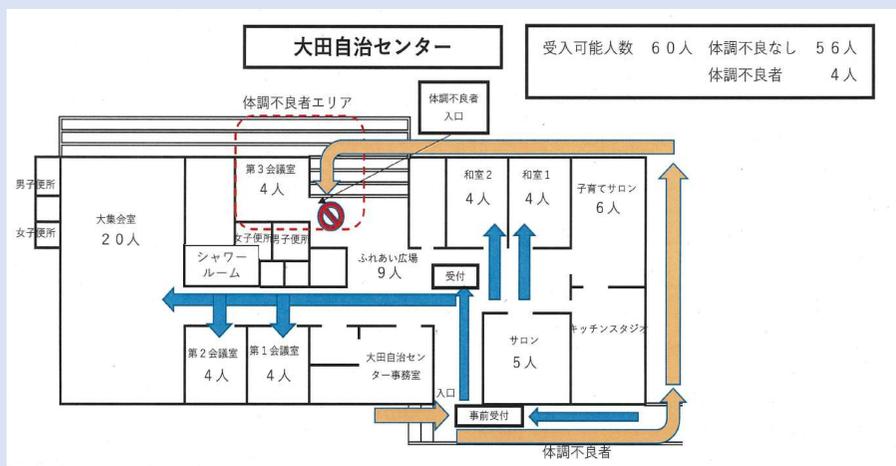


避難所となる施設内の部屋割りや設備の確認！

- モデル避難所での調査では、施設の図面を入手するとともに、あらかじめ決めているレイアウト図についても、入手し、参加者で共有しました。このように、既に市町で避難所のレイアウトを決めている場合もありますので、図面を入手する際には、確認してみましょう。



施設の図面（世羅町：大田自治センター）



感染症対策時のレイアウトと各部屋の収容人数

- モデル避難所では、施設管理者の案内のもと、避難所となる施設を視察し、各部屋の設備を確認しました。



その他の設備例（左：調理設備、右：シャワー室）



避難所になる施設は多種多様

- 避難所は、公民館や集会所だけでなく、小学校の体育館も利用することがあります。その場合、公民館や集会所とは状況が異なり、エアコンやシャワー室、調理設備などがない場合があります。
- 避難所と一言で言っても状況は様々ですので、スポットクーラーやヒーターなどの冷暖房の設備を整備したり、一時的にレンタルするなど、その施設にあわせた設備や、整備の方法を考えておくことが重要です。



呉市・天応小学校体育館

（出典：呉市「平成30年7月豪雨災害～呉市災害記録誌～」）

- 避難所は、一時的ではあるものの避難者の生活空間でもあるため、なるべく安全で安心できる部屋・環境の整備が不可欠です。現状を把握し、よりよい避難所の環境を整備していく上で、この調査が基礎となるため、対象となる施設の状況をしっかり把握しましょう！

3 避難所にはどんなものがある？

避難所にある備品や備蓄物資の種類と数を確認します。

調査3 避難所の備蓄と備品の調査



(1) 内容

- 避難所としての備蓄
- 避難所となる施設の備品

(2) 方法

- ① 避難所として利用するにあたり、市町などで進められている備蓄物資等の内容と量を明らかにします。その一覧があればそれを入手します。
- ② 避難所に配備されている備蓄の保管場所の視察を行い、避難所で使う備蓄がどこにどのように保管されているか確認し、管理状況を明らかにします。
☞【ポイントA参照】
- ③ 市町の備蓄倉庫など避難所の施設以外にどんな備蓄物資があるか、災害時にはどうやって手配するかを市町に確認します。
☞【ポイントB参照】
- ④ 施設内にあり、避難所の開設・運営に活用しそうな備品（PC、プリンター、机、いす、ペン、延長コード、ガスコンロ、ポット、冷暖房器具など）についても、確認します。
☞【ポイントC参照】

品名	数量	単位	備考
缶詰	100	缶	
マスク	1080	枚	60枚入り×6箱×3式
ハンドソープ	3	本	4L
アルコール消毒液	20	本	1L×10本×2箱
サブアルミボン	96	袋	24袋×4箱
そのままで飯	60	袋	5人用×12袋
そのままで飯	30	袋	5人用×6袋
そのままで飯	30	袋	カレー
食洗の排水	288	本	500ml 24本×12箱
トイレクマシ	288	袋	4人用×24袋×6箱
消毒液	24	缶	
紙ミルク	2	缶	
紙ミルク	36	缶	12缶×3箱
ラップ	2	式	移動ドラック型ラップ式トイレ
交換用おむつ		枚	

備蓄一覧例



避難所の備蓄倉庫



備品例 (左：調理器具、右：机と椅子)



☞【ポイント】

- A) 備蓄倉庫は、最初に避難所を開設する時に取り出すものを手前に置くなど、整理整頓して、いざというときに取り出しやすくしておきましょう。
- B) 避難所で使用する備蓄物資は、必ずしも避難所施設内にあるとは限りません。避難所となる施設外にある場合、災害時にはそこから調達する必要があります。あらかじめ市町の備蓄リストをもとに、どのような備蓄物資があるか、どうやって手配するのかなどを参加者で確認・共有しておきましょう。
- C) 各備品は、避難所開設・運営のどのタイミングで使用するのか、どういった部屋や場所で使うのかなど、使用時期や状況を確認し、備考欄などに記入しておきましょう。

【とりまとめ】

調査で明らかになったことは、避難所開設・運営マニュアル（標準版）(p12～p13)「備品一覧」、「備蓄一覧」に反映し、整理します。

(2) 備品・備蓄

この施設では、避難所の開設・運営にあたり、次のような備品・備蓄が用意されています。

1. 備品一覧

避難所内にある備品は下記の通りです。

設置する場所・部屋	品名	数	保管場所	備考
受付	机			
	いす			
	筆記用具			
荷下ろし・荷積み場所	台車			
	シャッカー			
仮設トイレ設置場所	災害用トイレ			
	照明(投光器)			

POINT 備品については一覧化する過程で、新たに追加すべき資機材はないか、数量を補充すべき資機材はないかを確認します。

2. 備蓄

避難所に備えられている備蓄と目安量は下記の通りです。

区分	品目	数量	保管場所	備考
食料等	クラッカー			
	アルファ米			
	アルファ粥			
その他	飲料水			
	毛布			

POINT 確認した備蓄品の数量が足りない場合には、足りない備蓄品の確保に努めます。(例：平時から必要な量を購入して確保する、又は災害時の物資の調達・連絡体制を確認するなど)

③で明らかになった備品とその数、保管場所を記入します。

①で入手し、②で明らかになった備蓄物資と数、保管場所を記入します。



備蓄状況や避難所運営に使用できる備品を確認！

- モデル避難所では、市町職員や施設管理者から備蓄物資の一覧を入手した後、備品や備蓄品の状況を確認するため、施設管理者の案内のもと、参加者全員で避難所の視察を行いました。



視察のようす

- 熊野町のモデル避難所では、視察により、次のことを確認することができました。
 - ・ 実際に使うことを考慮し、備品や備蓄が取り出す順番で整理されている。
 - ・ 避難所を開設した際に設置する受付に必要な備品は、備蓄倉庫に入っすぐのところにまとめて保管されている。
 - ・ 水や簡単な食料なども、比較的、入り口に近いところに保管されている。
 - ・ 備蓄倉庫以外にも、ベンチシートの中など、すぐに使える場所にも備蓄品を保管している。

品名	数量	単位	備考
毛布	100	枚	
マスク	1080	枚	60枚入り×6箱×3式
ハンドソープ	3	本	4L
アルコール消毒液	20	本	1L×10本×2箱
サバイバルパン	96	食	24個×4箱
そのままご飯	60	食	チキンライス
そのままご飯	30	食	五目ご飯
そのままご飯	30	食	カレー
高賀の森水	288	本	500ml 24本×12箱
ライスクッキー	288	食	イチゴ味 24食×2式×6箱
液体ミルク	24	缶	
粉ミルク	2	缶	
離乳食	36	食	12袋×3箱
ラップボン	2	式	移動トランク型ラップ式トイレ
子供用おむつ		枚	
子供用おむつ		枚	
大人用おむつ	26	枚	L~LL 13枚×2袋
大人用おむつ	15	枚	M~L 15枚×1袋
生理用品	192	枚	32枚×2個×3袋
サバイバルパン	240	食	24個×10箱
マジックライス	200	食	
野菜カレー	300	食	ルーのみ 30食×10箱
アルコール除菌タオル	24	個	12個×2箱
アイソレーションガウン	50	着	
キッチンタオル	48	ロール	4ロール×12式

備蓄物資一覧例



備蓄倉庫



ベンチシートの中

- 避難者が使用する間仕切りやマット、ペット用のケージなどを実際に設置して、設置方法や組み立て方を参加者で確認・共有しました。



避難所用マットの設置

- その他、調理室の設備や備品を確認し、何人ぐらいの人が同時に使うことができるのか、どういったことができるのかなど、施設管理者の説明により、確認することができました。



調理室の備品

第4章 検討しよう！災害時のこと



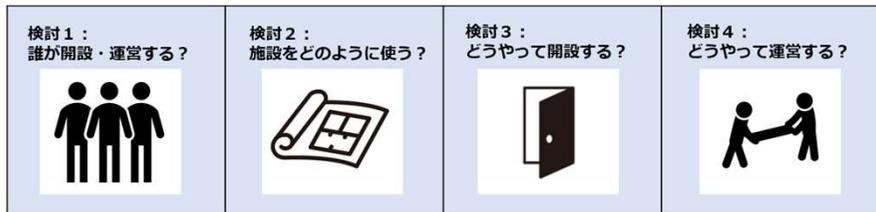
避難所の運営主体となる関係者で開設・運営について検討します。

○どうして検討するの？

- 避難所の開設・運営にあたり、**取り組む内容や活動方法は、施設の状況に応じて決める**必要があります。
- また、避難所の開設方法は決まっていますが、一定期間の避難所生活を行う場合に、誰がどうやって避難所を運営するのか、決められていない場合が多くあります。このため、**市町の職員、施設管理者、地域のみなさんの避難所運営に係わる3者で「誰が、どう分担して、避難所を開設し、運営するか」について、施設状況を踏まえて検討し、決める**必要があります。

○どんなことを検討するの？

- 避難所の開設・運営にあたり、**どんなことを検討し決めればよいでしょうか。**それは、次の4つのこととなります。
- **誰が開設・運営する？**
避難所は、大雨時などのように災害発生前から開設する場合もあれば、地震時のように災害発生後に開設する場合もあります。このような状況に応じて、誰が開設し、運営するか決めておきます。
- **施設をどのように使う？**
避難所となる学校や公民館などの施設は、避難者の受け入れに適した部屋とそうでない部屋があります。その上、避難所には、避難者が滞在する場所のほか、要配慮者専用スペース、更衣室、物資受け入れ場所、情報掲示場、ごみ集積場所など様々なスペースが必要となります。そのため、施設の利用について検討しあらかじめ想定します。
- **どうやって開設する？**
安全な避難生活の場の確保にあたり、開設時に取り組むべきことやその方法、使用する備品等を明らかにしておきます。
- **どうやって運営する？**
安全で安心できる避難生活の場を維持・管理するために、運営時に取り組むべきことやその方法、使用する備品等を明らかにします。また避難所は様々な人が集まるので、避難者の生活ルールなどを定めておきます。



○どうやって検討するの？

- 4つの事項に関する検討は、検討会の開催を通じて進めていきます。
- 避難所開設・運営マニュアル（標準版）の該当箇所を確認しながら、みなさんの合意の下で、体制、施設利用、開設・運営方法について決めていきます。
- なおp32～p53の各ページでは、下図のように、各検討の進め方と取りまとめ方を案内し、参考事例も示しています。



■ 内容

具体的に検討することを示しています。

■ ポイント

検討の際のポイントを示しています。

1. 誰が開設、運営する？

誰が避難所を開設し、運営するかについて検討します。

検討1 避難所開設・運営の主体の確認と検討

(1) 内容

- 避難所の開設・運営に参加する住民組織と組織の代表者
- 地域住民、市町職員、施設管理者による、避難所開設時の役割分担
- 地域住民主体の避難所運営委員会の班編成

(2) 検討の流れ

- ① 「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」のp8に記入している「開設・運営に参加する住民組織を確認し、避難所開設・運営に参加する住民組織全体の代表者（避難所運営時の本部長）を選出します。」【ポイントA参照】
- ② 「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」の第3章「開設マニュアル」（p15～19）をもちに、「開設」時の取り組み概要を確認します。
- ③ 「開設」時に取るべき4つの活動（開設準備、避難者の受入、避難者状況の取りまとめと報告、食料等の配布）について、その主担当と協力者を検討し、3冊で役割分担を決めます。【ポイントB参照】
- ④ 「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」の第4章「避難所運営マニュアル（p21～83）」をもちに、「運営」時の取り組み概要を確認します。
- ⑤ 「運営」時の各班の取り組み内容を踏まえ、みなさんの避難所における運営時の班編成を決めます。【ポイントC参照】

2. ポイント

検討の際のポイントを示しています。

△【ポイント】

A) 地域住民の代表者は、避難所運営本部の本部長となり、市町職員、施設管理者とのパイプ役となります。

B) 地震時などは、「開設」時に市町職員や施設管理者が被災して避難所に来れないことも想定されます。様々な状況を想定して、できる限り、地域住民が対応・協力する範囲を広くし、確実に開設できるようにしましょう。

C) 避難所運営時の取り組みは、収容人数によっても増減します。施設の状況を踏まえ、収容人数が少ない避難所では、標準で示している各班の構成を見直し、まとめるなどして班編成を検討するようにしましょう。

3. とりまとめ

検討で決まったことを、避難所開設・運営マニュアル（標準版）p8の「開設時の体制と役割分担」、「避難所運営時の体制と役割分担」に反映し、整理します。

※ p 9 の組織体制の詳細は、ガイドラインの第6章「見よう！」で検討

- **検討の流れ**
具体的に検討する流れや方法、使用する資料等を示しています。
- **とりまとめ**
検討したことを、避難所開設・運営マニュアル（標準版）のどこに反映するかを示しています。

それでは、4つの事項について、検討を進めましょう！

1 誰が開設、運営する？

誰が避難所を開設し、運営するかについて検討します。

検討1 避難所開設・運営の主体の確認と検討



(1) 内容

- 避難所の開設・運営に参加する住民組織と組織の代表者
- 地域住民、市町職員、施設管理者による、避難所開設時の役割分担
- 地域住民主体の避難所運営本部の班編成

(2) 検討の流れ

- ① (避難所開設・運営マニュアル(標準版)のp7に記入している) 開設・運営に参加する住民組織を確認し、避難所開設・運営に参加する住民組織全体の代表者(避難所運営時の本部長)を選出にします。☞【ポイントA参照】
- ② 「避難所開設・運営マニュアル(標準版)の第3章 開設マニュアル」(p15~19)をもとに、「開設」時の取組み概要を確認します。
- ③ 「開設」時に取るべき4つの活動(開設準備、避難者の受入、避難者状況の取りまとめと報告、食料等の配布)について、その主担当と協力者を検討し、3者で役割分担を決めます。☞【ポイントB参照】
- ④ 「避難所開設・運営マニュアル(標準版)の第4章 避難所運営マニュアル(p21~83)」をもとに、「運営」時の取組み概要を確認します。
- ⑤ 「運営」時の各班の取組み内容を踏まえ、みなさんの避難所における運営時の班編成を決めます。☞【ポイントC参照】



避難所開設
アクションカード
(大雨編・地震編)



避難所運営マニュアル

☞【ポイント】

- A) 地域住民の代表者は、避難所運営本部の本部長となり、市町職員、施設管理者とのパイプ役となります。
- B) 地震時などは、「開設」時に市町職員や施設管理者が被災して避難所に来れないことも想定されます。様々な状況を想定して、できるだけ、地域住民が対応・協力する範囲を広くし、確実に開設できるようにしましょう。
- C) 避難所運営時の取り組みは、収容人数によっても増減します。施設の状況を踏まえ、収容人数が少ない避難所では、標準で示している各班の構成を見直し・まとめるなどして班編成を検討するようにしましょう。

【とりまとめ】

- 検討で決まったことを、避難所開設・運営マニュアル(標準版)p8の「開設時の体制と役割分担」、「避難所運営時の体制と役割分担」に反映し、整理します。

p8

3. 避難所開設・運営における役割分担

開設時の体制と役割分担

設は、集まることのできた市町職員、施設管理者と地域住民の代表の3者の制で行います。役割分担は、下表のとおり市町職員、施設管理者が主体で、民代表が協力することを基本とします。

業務	役割分担		
	市町職員	施設管理者	地域住民
1 開設準備	◎	◎	○
2 避難者の受入	◎	◎	○
3 避難者状況の取りまとめと報告	◎	◎	!
4 食料等の配布	◎	◎	○

◎：主体 ○：協力

避難所運営時の体制と役割分担

(◎は○月○日現在)

避難所の運営は、避難所を利用する避難者、市町職員・施設管理者の協力のもとで、下記班体制を組織して行います。

```

graph TD
    A[市町職員] --- B[本部長 ◎◎◎]
    A --- C[施設管理者]
    B --- D[副本部長]
    B --- E[統括班]
    B --- F[情報班]
    B --- G[生活環境管理班]
    B --- H[食料・物資班]
    B --- I[避難者健康支援班]
    
```

③で検討した避難所開設時の役割分担を記入します。

②で検討した住民の代表者を「本部長」の欄に記入します。また⑤で検討した班編成を図に反映します。

※ p 9の組織体制の詳細は、ガイドラインの第6章「見直そう!」で検討



検討会での協議を通じて開設・運営体制を確認！

- 避難所の対象地区・地域にある住民組織を明らかにした上で、住民組織の代表者と、市町の職員、施設管理者の3者で、マニュアル作成のための検討会を実施し、役割分担を決めました。



竹原市の検討会の様子

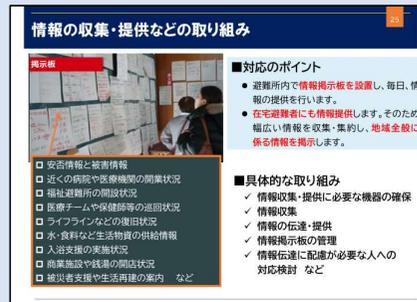
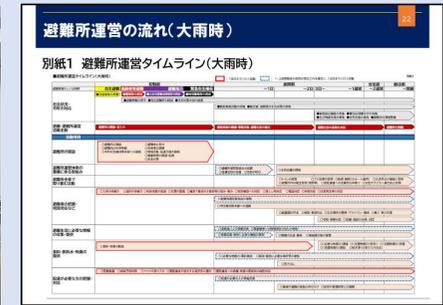
- 検討を通じて、避難所の開設時は、市町の職員、施設管理者を中心として、また、住民が協力しながら対応することとなりました。

●…主担当 ○…協力

	避難所の開設	利用準備			受付・受入れ		
		レイアウトの指定	使用禁止場所の立入禁止措置	設備・資機材の確認	受付の設置	受付	避難者の誘導
市職員	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日	● ※夜間・休日
施設管理者	● ※センター開設時	● ※センター開設時	● ※センター開設時	● ※センター開設時	● ※センター開設時	● ※センター開設時	● ※センター開設時
住民			○		○		○

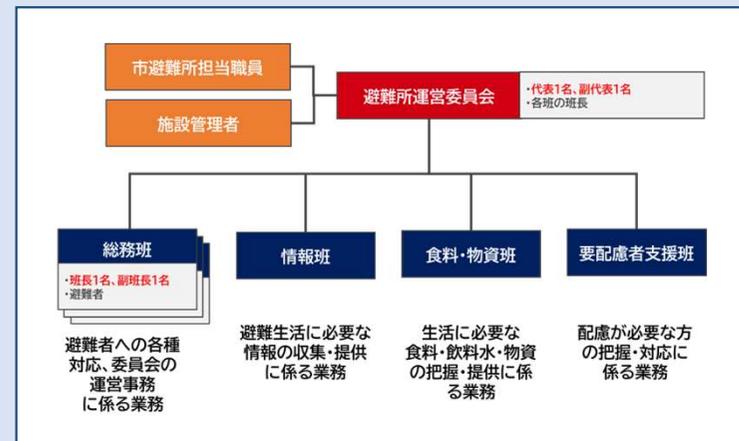
開設時の役割分担表

- 次に、住民、市町の職員、施設管理者の3者で、避難所運営時の対応について確認を行いました。



避難所運営時の対応の確認の様子とスライド例

- 対応の確認後は、避難所運営は3者が協働で行っていくことを改めて確認したうえで、避難所運営時の班の編成について協議しました。その結果、使用条件を踏まえ、4つの班にまとめて編成することとしました。



運営時の班編成の検討結果（竹原市）

2 施設をどのように使う？

施設を、避難所としてどのように使うのかについて検討します。

検討2 レイアウトの検討と設備の検討

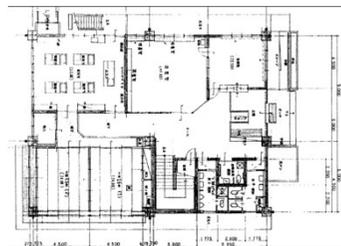


(1) 内容

- 避難所として利用する部屋・場所を示したレイアウト
- 避難所の収容人数の算出
- 避難所にある設備

(2) 検討の流れ

- ① 調査2で確認した、部屋の広さ（平米）から、収容可能な人数を算出します。感染症対策時の収容人数も算出します。
☞【ポイントA参照】
- ② 「開設」時に使用しない部屋（使用禁止措置を行う部屋）と、使用する部屋や必要な場所・空間を図面上に記載します。
☞【ポイントB参照】
- ③ また、感染症対策について、専用スペースや専用ゾーンが確保できるかを検討します。
☞【ポイントC参照】
- ④ 第3章の「調べよう！」の調査結果である「避難所の設備一覧」をもとに、開設や運営時に取り組む対応に必要な設備について検討します。
☞【ポイントD参照】



施設の図面例



避難所運営マニュアル

☞【ポイント】

A) 中央防災会議（洪水・高潮からの大規模・広域避難に関する定量的な算出方法と江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）における具体的な検討）で、**避難者の最低限の一人あたりの専有面積は、「1.65㎡（一畳程度）」**としています。また、内閣府（新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて）では、**感染症対策としては、一人あたりの専有面積の目安を「3㎡以上」と**しています。これらを参考に、また市町で定める基準がある場合はそれに従い、収容可能人数を計算しましょう。

	一人あたりの専有面積の目安
最低限必要なスペース	1.65㎡
感染症対策を考慮した場合	3.0㎡

- B) 避難所運営のために必要な主な部屋と場所、また主な備品等については、本ガイドラインのp38～p40に示しています。こちらを参考に、**施設の平面図を確認しながら、必要な部屋・場所の割り当てを検討**しましょう。
- C) 感染症対策時のレイアウトの考え方については、p44～p45に示しています。こちらを参考にしてください。
- D) 設備の検討は、避難所開設・運営マニュアル（標準版）に記載している対応を確認し、**どういう設備が必要かイメージしながら検討し、各対応に「設備・備品」を記入**しましょう。

【とりまとめ】

検討で決まったことを、避難所開設・運営マニュアル（標準版）p10～p11の「避難所レイアウト」と「収容人数と設備一覧」に反映します。また避難所運営マニュアル（標準版）（p24～p83）の各対応に必要な設備を記入します。

- ②③で検討した図面やレイアウト図を貼り付けます。
- ①で算出した収容人数を記入します。



- ④で検討した必要な設備を記入します。



避難所運営のために必要な場所・部屋と 備品例及び配置のポイント①

避難所運営に必要な場所・部屋と備品例、また場所や部屋の配置のポイントは、下記のとおりです。

主な場所		備品例	配置のポイント
場所	受付	<ul style="list-style-type: none"> □ 机 □ いす □ 筆記用具 	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所となる施設の入り口や生活場所の近くに配置する □ 生活場所とは扉などで仕切れる場所に設置する
	荷下ろし荷捌き場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 台車、リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> □ トラックなどによる物資の運搬がしやすい場所に配置する □ 風雨を防げるような、屋根のある場所に配置する
	物資の保管場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 台車、リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> □ 高温・多湿となる場所を避ける □ 風雨を防げるような、屋根のある場所に配置する □ 物資の運搬や配給がしやすい場所に配置する □ 施錠可能な場所に配置する
	仮設トイレ設置場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 災害用トイレ □ 照明（投光機） □ トイレットペーパー □ 消毒用アルコール □ ふた付きゴミ箱 □ 施錠 □ 防犯ブザー 	<ul style="list-style-type: none"> □ 女性用のトイレの数を多めに配置する（目安は女性用：男性用が3:1） □ 介助者同伴の人や性同一性障害の人が気兼ねなく利用できることに配慮し、男女共用も配置する □ 安全面を考慮し人目につきやすい場所に配置する □ 屋外に設置する場合は、トイレを待つ人のための屋根がある場所に配置する
	要配慮者用トイレの設置場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 仮設トイレ（洋式） □ 簡易トイレ（洋式） □ 照明（投光機） □ トイレットペーパー □ 消毒用アルコール □ ふた付きゴミ箱 □ 施錠 □ 防犯ブザー □ 手すり □ 蛇口のあるタンク □ 流し台 	<ul style="list-style-type: none"> □ 段差なく移動できる場所に配置する □ 介助者同伴の人や性同一性障害の人が気兼ねなく利用できることに配慮し、男女共用も配置する □ 屋外に設置する場合は、トイレを待つ人のための屋根がある場所に配置する □ 手荷物置き場を確保する

主な場所		備品例	配置のポイント
場所	補助犬同伴者用の場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 毛布や敷物 □ ペット用シーツ 	<ul style="list-style-type: none"> □ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴者が、補助犬とともに過ごすための場所を設置する □ 動物アレルギーのある人などに配慮し、できれば個室を確保する
	情報掲示板の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> □ 玄関や昇降口の近くなど、多くの人が目にしやすい場所に設置する
	ゴミの集積場所	<ul style="list-style-type: none"> □ ゴミ袋 	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活場所から離れた場所に配置する □ 直射日光があたりにくく、屋根のある場所に配置する □ 清掃車が出入りしやすい場所に配置する
	ペット避難スペース	<ul style="list-style-type: none"> □ テント □ ペット用ケージ □ ペット用シーツ 	<ul style="list-style-type: none"> □ アレルギーや感染症予防のため、居室とは別の場所を設置する □ できれば、一般避難者と導線が交わらないように配慮する □ 敷地内で屋根のある場所を確保する（テント可）
	洗濯・物干し場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 洗濯機 □ 物干し用の道具 	<ul style="list-style-type: none"> □ 男女別の物干し場を確保する
	喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 灰皿 	<ul style="list-style-type: none"> □ 屋外に設置する

主な部屋		備品例	配置のポイント
部屋	居室	<ul style="list-style-type: none"> □ 間仕切り □ マット □ 簡易ベッド □ （テント等） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 車いすでも通行可能な幅（130cm以上）を確保する
	要配慮者用スペース	<ul style="list-style-type: none"> □ 間仕切り □ マット □ 簡易ベッド □ （テント等） 	<ul style="list-style-type: none"> □ （耳の間聞こえない人）目からの情報が入りやすい場所を確保する □ （目の見えない人）点字ブロックで誘導できる場所や壁づたいに移動できる場所を確保する □ （目の見えない人）補助犬と利用できる広さを確保する □ なるべくトイレに近い場所を確保する □ できれば、横になれる和室を確保する



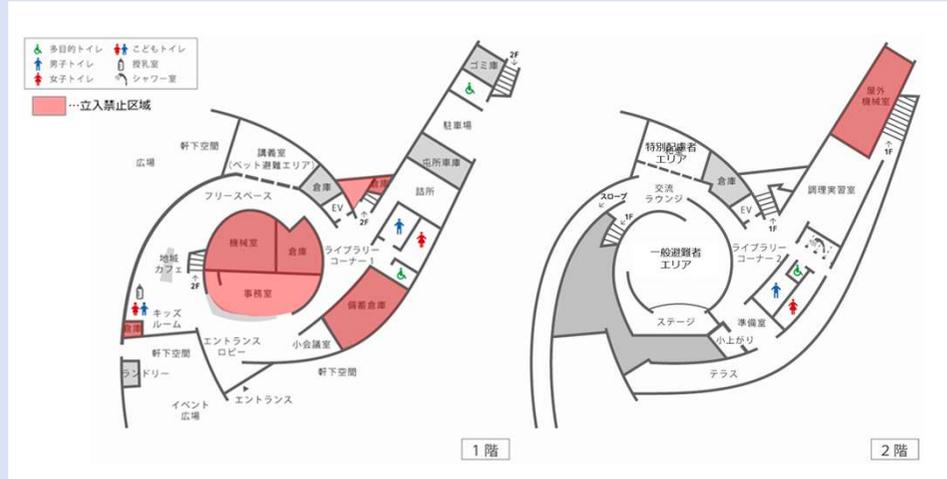
避難所運営のために必要な場所・部屋と備品例及び配置のポイント②

主な部屋	備品例	配置のポイント
部屋 介護室 (ベッドルーム)	<ul style="list-style-type: none"> □ 簡易ベッド (段ボールベッド等) □ いす □ 簡易トイレ (洋式) □ 車いす □ おむつ □ ふた付きゴミ箱 □ (間仕切り、テント等) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 介護が必要な人などが利用する部屋を設置する □ 運営側の目の届きやすい場所にある部屋を確保する (なければ間仕切りやテントを利用する) □ 室内に車いすで相互通行できる通路を確保する
感染症患者専用スペース	<ul style="list-style-type: none"> □ 簡易ベッド □ 簡易トイレ □ 手洗い場 	<ul style="list-style-type: none"> □ 感染症にり患した人が利用するスペースを設置する □ 他の避難者の居住スペースと離れた場所や個室を利用する □ 導線を分けやすい部屋を確保する
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> □ いす □ 間仕切り 	<ul style="list-style-type: none"> □ 女性専用の個室を確保する (なければ間仕切りやテントを利用する)
おむつ交換場所	<ul style="list-style-type: none"> □ 机 (おむつ交換台) □ おしりふき 	<ul style="list-style-type: none"> □ 男女共用のスペースを確保する (大人のおむつ交換は介護室等で実施)
医務室 (救護室)	<ul style="list-style-type: none"> □ 簡易ベッド □ 応急救護用の用具 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保健室や医務室など、既存の部屋を利用する
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> □ (間仕切り、テント等) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 居室の近くに設置する □ 男女別に設置する
手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> □ 消毒用アルコール □ 蛇口のあるタンク □ 流し台 □ せっけん □ ペーパータオル 	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存のスペースを利用する (なければ蛇口のあるタンクや流し台を設置する場所を確保する)
談話室	<ul style="list-style-type: none"> □ 机 □ いす □ テレビ □ 湯沸かし用ポット 	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活場所とは少し離れた場所に配置する
こころの相談室	<ul style="list-style-type: none"> □ 机 □ いす □ (テント) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 個室を確保する (テントも可)
避難所運営本部室	<ul style="list-style-type: none"> □ 机 □ いす 	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活場所とは別室に配置する □ 休憩・仮眠室としても利用する



避難所となる施設の収容人数の算出

- モデル避難所での検討会では、市町が定める1人あたりのスペースを確認し、参加者で共有しました。
- 熊野町の避難所では、フリースペースやラウンジ等も使用することを想定し、施設内の各スペース、部屋に対して、災害発生後3日ごろまでと、避難が長期化する3日目以降に分けて、収容人数を算出していました。検討会では、避難者が多い場合は、フリースペースやラウンジも使用することを共有しました。



熊野町の施設のレイアウト

A. 指定緊急避難所：災害発生後3日目頃まで

エントランスロビー	: 24人 (39.65㎡)
フリースペース	: 43人 (71.23㎡)
ラウンジコーナー	: 12人 (20.30㎡)
小会議室	: 8人 (13.73㎡)
地域カフェ・キッズルーム	: 27人 (45.41㎡)
詰所	: 16人 (27.18㎡)
講義室	: 30人 (49.63㎡)
ライブラリーコーナー1	: 52人 (85.66㎡)
交流ラウンジ・見晴らしコーナー	: 20人 (34.17㎡)
防災ホール・ステージ	: 82人 (135.55㎡)
和室	: 21人 (35.52㎡)
小上がり	: 7人 (12.71㎡)
準備室 兼 控室	: 11人 (18.26㎡)
ライブラリーコーナー2	: 31人 (50.89㎡)
半屋外スペース	: 123人 (203.12㎡)

収容可能人数 (1,2F 合計) : 507人

※1人当たりの必要面積: 1.65㎡/人

B. 指定避難所：災害発生後3日目以降

フリースペース	: 21人 (71.23㎡)
講義室	: 15人 (49.63㎡)
地域カフェ・キッズルーム	: 13人 (45.41㎡)
ライブラリーコーナー1	: 26人 (85.66㎡)
交流ラウンジ・見晴らしコーナー	: 10人 (34.17㎡)
防災ホール・ステージ	: 41人 (135.55㎡)
和室	: 11人 (35.52㎡)
小上がり	: 4人 (12.71㎡)
準備室 兼 控室	: 5人 (18.26㎡)
ライブラリーコーナー2	: 15人 (50.89㎡)

収容可能人数 (1,2F 合計) : 161人

※1人当たりの必要面積: 3.30㎡/人

熊野町の施設の収容人数

(出典: 熊野東防災交流センター記録誌)



避難所運営のために必要な部屋・場所

- また熊野東防災交流センターは、避難所として使用することを想定して、住民の意見も踏まえながら作られており、あらかじめ、居住スペース以外のレイアウトも決められていました。



居住スペース



授乳室・子どもトイレ



要配慮者スペース



ペット避難スペース

- ここに示されている部屋のほか、病人専用室（感染症患者用）、医務室、救援物資等の置き場、更衣室、避難所運営本部室、仮設トイレ設置場所等、必要に応じて、設置するようにしましょう（p38～p40参照）。



避難所運営に必要な設備

- ライフラインの代替手段や避難所生活に必要な、主な設備は、下表のとおりです（再掲）。

項目	代替手段と避難生活に必要な主な設備例
電気	非常用発電機
水道	飲料水の備蓄、貯水槽、井戸
ガス	カセットコンロ、カセットボンベ
通信	衛生携帯電話、無線機
トイレ	簡易トイレ、携帯トイレの備蓄
その他	駐車場、洗濯機、シャワー、調理設備、送風機、ヒーター、テレビ・ラジオ

内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」より作成



避難所として必要な部屋とレイアウトを検討！

- 住民組織の代表者と、市町職員、施設管理者の3者で、施設内の使用できる部屋とできない部屋を確認しました。また避難者受入れ動線と活用する部屋を検討し、居住スペース、要配慮者専用スペース、感染者用スペースとして利用する部屋を決めました。
- 検討では、和室の出入り口に段差があるため、要配慮者の利用は適切？感染者の動線は？要配慮者はトイレが近い部屋がいいのでは？などの意見ができました。



世羅町の施設での使用できる部屋の確認例



世羅町の施設でのレイアウト検討例



避難所における感染症防止対策

感染症等の対策としては、感染の疑いのある人とそうでない人を接触させないことにより、感染拡大を防ぐことが重要になります。そこで、下記の対策を実施します。

【レイアウト・備品等による対策】

- 発熱者等を一般の避難者と接触させないために、体調をチェックするための事前の受付を設置します。
- 発熱者等の専用のスペースと濃厚接触者の専用のゾーンを確保します。
- また、発熱者等の専用ゾーンについては、さらに要配慮者専用のゾーンと、妊産婦専用のゾーンを確保します。
- トイレについても、発熱者等の専用トイレと、濃厚接触者用のトイレを確保します。
- さらに避難所の出入り口に消毒液を設置します。

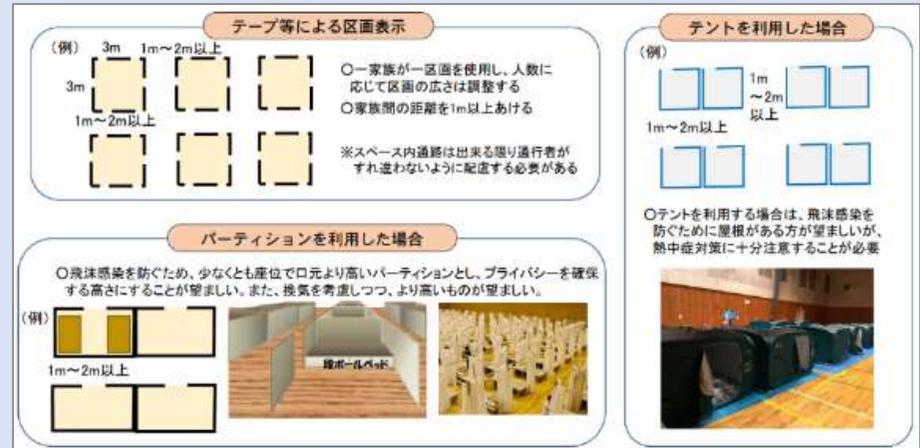
【対応の仕方】

- ① 受付を二重にし、事前受付で避難者の体調をチェックします。
- ② 発熱等の症状が確認されたら、他の避難者に接触させないように配慮しながら、発熱者等の専用のそれぞれのゾーンに誘導します。
- ③ また発熱者に同行していたような、濃厚接触者についても、専用のゾーンに誘導します。



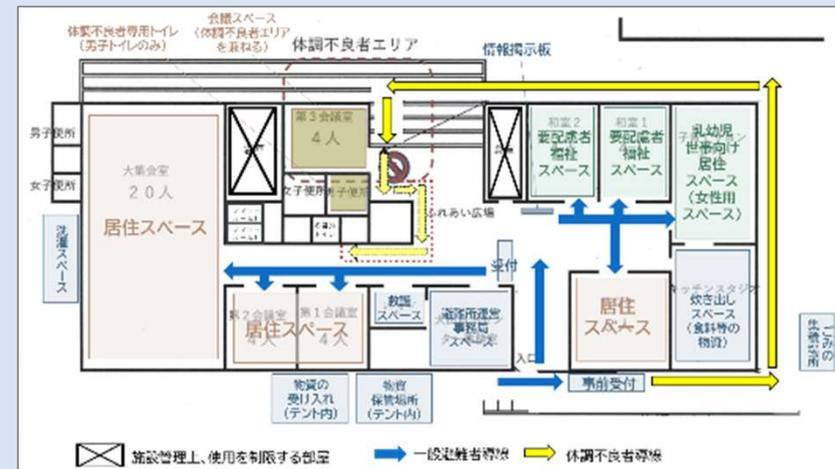
出典：内閣府「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」

- また避難所内で感染症等を感染させないためには、3密を避けることが重要です。内閣府では「人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい」としています。一般の避難者も含め、居住スペースは十分に間隔をとることが重要になります。
- 濃厚接触者や発熱者等のスペースについては、内閣府では、「可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれの専用のスペースを確保する」としています。



一般避難者の居住スペース例

参考事例 避難所内のゾーニングの事例



- 世羅町の施設では、別の建物にスペースを確保できないため、建物の外に事前受付を設置し、体調不良者と一般避難者が接触せずに入れるよう、動線を分けることとしました。

3 どうやって開設する？

どのように避難所を開設するかについて検討します。

検討3 開設時対応と備品・備蓄等の確認・検討

(1) 内容

- 避難所開設時の対応
- 避難所開設時に必要な備品・備蓄
- 避難所開設時に使用する様式

(2) 検討の流れ

- ① 「開設」時に取り組む内容について、「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」の第3章「避難所開設マニュアル（アクションカード）」をもとに、確認します。
- ② 施設条件（避難所基本情報シートの「避難所の使用条件」）を踏まえ、「開設」時に、避難所において必要な対応を検討し、アクションカードの記載内容を確認し、担当者や連絡先等の欄を記入するとともに、必要に応じて書き直します。
☞【ポイントA参照】
- ③ 「調べよう！」で作成した備品一覧と備蓄一覧を確認しつつ、「避難所開設マニュアル（アクションカード）」の各対応に必要な備品や備蓄を検討します。
☞【ポイントB参照】
- ④ 開設時の各対応で使用する様式について、「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」の様式集で確認し、様式の内容に修正する箇所がないかを検討します。
☞【ポイントC参照】



避難所開設
アクションカード
(大雨編・地震編)

備品一覧と備蓄一覧

様式

☞【ポイント】

- A) 避難所は、施設により利用範囲が異なるため、対応すべき範囲は異なります。そのため、標準版として作られているマニュアルの内容を、みなさんの避難所の使用条件を踏まえて見直しましょう。
- B) 「備品と備蓄」は、どういう備品や備蓄が必要になるか、本ガイドラインのp38～p40「避難所の主な場所・部屋と備品例及び配置のポイント」を参考に、対応をイメージしながら、検討しましょう。
- C) 「様式」については、実際に使用する場面をイメージして、不要な個所がないか、必要な記載が漏れていないか、使いやすいかどうか、などの視点から検討し、必要に応じて修正しましょう。

【とりまとめ】

- 避難所開設マニュアル（アクションカード）にある、担当者や連絡先等の欄に記入します。
- また、アクションカードに記載されている対応について、必要に応じて書き直します。各対応に必要な備品、備蓄についても記入します。
- さらに、様式に修正がある場合は、直接様式を変更します。

②で確認した担当者等を記入します。

②で検討した内容に書き直します。

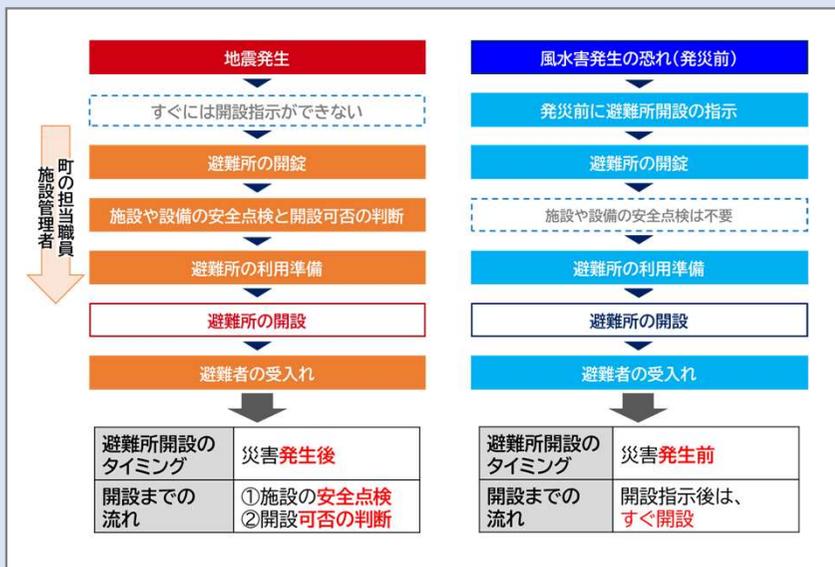
③で検討した必要な備品・備蓄をアクションカードに記入します。

④で検討した修正箇所を変更します。



避難所での開設の流れを確認していただきました！

- モデル避難所の検討会では、避難所の使用の条件を踏まえ、災害の種類によって、避難所開設の流れが異なることを確認しました。そのうえで、避難所開設のための対応について、必要な対応と不要な対応の検討を行いました。
- 熊野町の施設の場合は、地震発生時も、風水害時も避難所として使用するため、地震発生時の対応（図の左）と、風水害時の対応（図の右）の両方を考慮し、避難所開設の対応と流れを確認していただきました。
- それに対し、竹原市の施設では、地震発生時には、隣接する小学校を避難所として開設し、対象の施設では、開設しないことになっていました。そのため、地震発生時に行う、施設の安全点検については、削除することとしました。



災害種別による避難所開設の流れ



開設の流れの確認のようす

- 避難所開設の流れを確認していただくにあたっては、避難所開設の各対応について、より具体的に検討していただくために、実際にどういことをしなければならぬか、受付はどこに設置するのか、その際に必要な机や椅子はどこから持ってくるのか、何を留意しなければならないのかについて説明したうえで、対応を確認していただきました。

■ 受付設置の手順

- ①備蓄倉庫から受付用物品運び出す
- ②エントランスロビーに受付を設置する

■ 受付設置の課題

- ・ 町職員だけでは人手が不足するため、**設置に時間がかかる**
- ・ 施設内外の危険個所に貼り紙等をして、**立入禁止にする必要がある**

受付設置の対応の確認

- また、実際に避難所を開設したときには、どういう状況になるか、といった、避難所開設時の実態を説明し、参加者の皆さんに当時の状況をイメージしていただきながら、どんな対応が必要かについても検討しました。その結果、受付時の様式はもっと簡易なものにできないか、という意見ができました。

■ 受付の手順

- ①家族などのまとまりの代表者氏名と人数(男女別)を確認する
- ②配慮が必要な方を確認する

■ 受付の課題

受付で長時間滞留しないよう、**迅速な施設内への誘導を重視し**実施する

避難所開設時の実態

4 どうやって運営する？

避難所をどのように運営するかについて検討します。

検討 4

運営時の対応と備品・備蓄、様式及び避難所ルールの確認・検討



(1) 内容

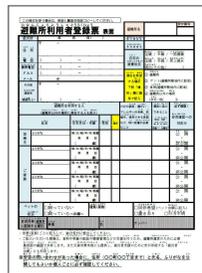
- 避難所運営時の対応
- 避難所運営時に必要な備品・備蓄
- 避難所運営時に使用する様式
- 避難所運営時の避難所ルール

(2) 検討の流れ

- ① 「運営」時に取り組む対応を、「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」の第4章「避難所運営マニュアル」をもとに、確認します。
- ② 施設条件を踏まえ、「運営」時に、避難所において必要な対応を検討し、記載事項を見直し、必要に応じて書き直します。
☞【ポイントA参照】
- ③ 「調べよう！」で作成した備品一覧と備蓄一覧を確認しつつ、「避難所運営マニュアル」の各対応に必要な備品と備蓄を検討します。
☞【ポイントB参照】
- ④ 避難所運営時の各対応で使用する様式について、「避難所開設・運営マニュアル様式集」で確認し、様式の内容に修正する箇所がないかを検討します。
- ⑤ 「避難所開設・運営マニュアル様式集」にある「避難所ルール」をもとに、運営時の「避難所ルール」を検討し、空欄箇所を定めます。



避難所運営マニュアル



様式



避難所ルール

☞【ポイント】

- A) 避難所の収容人数によって、各班の対応は増減しますが、たとえば**要配慮者への対応など、避難者の数が少ない場合でも、必ず行わなければならないこともありますので、注意しながら確認**し見直しましょう。
- B) 「備品と備蓄」は、**どういう備品や備蓄が必要になるか**、本ガイドラインのp38～p40「避難所の主な場所・部屋と備品例及び配置のポイント」を参考に、対応をイメージしながら、検討しましょう。

【とりまとめ】

- 避難所運営マニュアルに記載されている対応について、必要に応じて書き直しを行います。各対応に必要な備品、備蓄についても記入します。
- また、様式に修正がある場合は、直接様式を変更します。
- さらに、様式集にある「避難所ルール」の空欄箇所に入ります。

②で検討した内容に書き直します。

③で検討した必要な備品・備蓄をマニュアルに記入します。

④で検討した修正箇所を反映します。

⑤で検討した避難所ルールを空欄に記入します。



避難所における備品・備蓄について

- 内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、東日本大震災時、被災者にさまざまな疾患の発生、あるいは悪化が見られたことを受け、**被災者の生活環境の整備の必要性と、その具体的な取組の方向性**について、説明しています。
- その中で、生活環境の確保のために必要な備蓄等の品目をあげています。

- 食料・飲料水
- 仮設トイレ
- 紙おむつ（大人用、乳幼児用）、生理用品
- 感染症予防のためのマスクや手指消毒液
- 自家発電装置、非常用電源
- 衛生携帯、無線機
- マッチ・ライター、プロパンガス、固形燃料等
- タオルケット、毛布、布団等の寝具
- 洋服上下、子供服等の上下、シャツ・パンツ等の下着
- タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- 石鹸、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- 茶碗、皿、箸等の食器
- 生活用水のタンク

避難所における備蓄等の品目

内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」より作成

- 食料については、**食物アレルギーの避難者にも配慮**し、アルファ化米等の白米や、牛乳アレルギー対応ミルク等の備蓄をするほか、食事が画一的にならないよう、また要配慮者にも対応した食料等の備蓄も重要です。
- 仮設トイレについては、高齢者の方でも使用しやすいよう、**バリアフリーに対応したトイレを備蓄**することが重要です。
- そのほか、飲料水以外にも、**避難所の清掃や洗濯等で欠かせない「生活用水」の確保も重要**です。衛生的な水を確保するためのタンクを整備しておきましょう。



避難所以外の避難者への支援

- 本ガイドラインの第1章でも説明しているとおり、災害対策基本法では、避難所は、避難者が一時的に滞在するための施設と説明されています。しかし同時に、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス、の提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう、努めなければならない」と説明しています。
- 災害が発生した場合、その地域の住民がすべて、避難所に避難するわけではありません。在宅避難をされる方や、テント泊、車中泊をされる避難者の方もいます。避難所は、そうした人々への支援もする必要があります。いわば避難所は、地域全体の支援の拠点になる、ということを念頭に、避難所運営を行うことがとても重要です。



テント泊のようす



在宅避難者への訪問

出典：熊本災害デジタルアーカイブ



共助による支援の重要性

- 熊本地震では、行政が避難所外避難者を把握するのが難しく、支援が行き届かないということが、課題になりました。こうした際に、活躍されたのが、地域の民生委員の方々でした。民生委員の方々は、地域のネットワークを活かして、住民の安否確認を行うだけでなく、在宅避難者に水や物資を配布したり、家屋の片付けや手伝いなども行いました。
- このように、行政ができないことも、地域住民にはできることもあるわけですが、特に、避難所外避難者への支援は、地域住民の共助の力が重要になるところです。行政の公助だけでなく、地域住民の共助、そして、ひとりひとりの自助がしっかりかみ合うことが、地域の防災力向上のポイントとなります。



避難所で健康に暮らすための整備

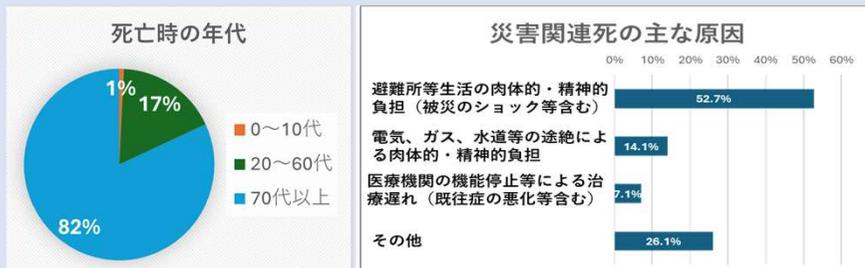
地震等による建物の倒壊や津波・水害による直接的・物理的な原因ではなく、その後の災害による負傷の悪化や、避難生活等の身体的負担による体調悪化、過労など、間接的な原因で被災者が亡くなる場合があります。

これを、「災害関連死」といいます。

【災害関連死】

- 東日本大震災時の災害関連死は1,263名、熊本地震時の災害関連死は218名
- そのうち、70代以上がおよそ80%を占めている
- またその原因は、半数以上が避難所等での生活における肉体的・精神的負担が半数以上に及ぶ

⇒避難所生活の負担を軽減することが重要になります。



内閣府「災害関連死事例集（増補版）について（概要）」より作成

【「TKB+W」で避難所の環境整備を！】

- 避難所・避難生活学会の医師や専門家たちは、避難所での生活環境を改善し、避難者の身体的・精神的負担を軽減するための対策として、「TKB+W」の確保・整備が重要としている



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：千葉県八千代市

トイレが不足したり不衛生だったりすると、トイレを我慢したり、あるいは食事を我慢したりすることで、**健康状態が悪化**することがあります。

⇒**トイレの確保・衛生管理が重要です！**

K キッチン



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：大津町

避難所では、冷たくて、同じような食事が続くことが多いですが、高齢者は冷たい食事がなかなか飲み込めず、**食欲が減退して体力が低下**することがあります。

⇒**温かい食事の提供が重要です！**

B ベッド



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

冷たい床で過ごす**と体温を奪われて低体温症**になったり、低い位置で寝ていると、**ほこりを吸って肺炎**になったりすることがあります。また**血圧が上昇して循環器系の疾患のリスク**が高まります。

⇒**段ボールベッド等の設置が重要です！**

+W 空調



出典：八戸市HP「東日本大震災 八戸市の記録」

冬の避難所では、**低体温症などの危険性**があります。夏の避難所では、**熱中症などの危険性**があります。そのため、空調設備の確保は欠かせません。寒かったり暑かったりすると、**眠れなくなったり、眠りが浅くなったり**するため、**体力が低下し、疾患のリスクが高**まります。

⇒**空調機器等の確保・整備が重要です！**

【令和6年能登半島地震における災害関連死】

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所で生活していた避難者が、十分な暖をとることができず、体調を悪化させて亡くなっています。こうした災害関連死をなくしていくためにも、**市町職員や施設管理者、地域住民と相談し、できるだけ、その場にあるもの、用意できるもので対応できるように、あらかじめ対策を検討しておきましょう！**

第5章 マニュアルをとりまとめよう！

これまでの調査・検討結果をとりまとめ、みなさんの避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）として完成させます。

○抜け・落ち・漏れがないように！

- とりまとめにあたっては、このガイドラインの2章、3章、4章を踏まえて、みなさんと整理した調査や検討の結果が、きちんと反映されているかどうか、次ページの**チェックシート**を使って**確認**しましょう。

「3つの調査結果」

+

「4つの検討結果」

⇒

避難所開設・運営マニュアル！

- これまでの調査では、避難所がどんなときに開設されるのか、どんな設備や備蓄などがあるのかなど、避難所の特性について把握し、整理しました。
- また検討では、誰が避難所を開設・運営するのか、どういうふうに避難所を使うのか、避難所をどう開設し、運営するのかなど、具体的な対応を整理しました。

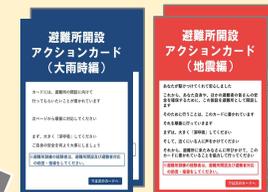
- この調査や検討の結果をとりまとめ、みなさんの「避難所開設・運営マニュアル」として、作り上げましょう！



〇〇避難所開設・運営マニュアル



本避難所に関する基本条件



避難所開設アクションカード



避難所運営マニュアル



様式集



ポイント集

ここでマニュアルは完成！！

地域や避難所の特性の調査	調査1：災害リスクと使用条件と耐災性能、利用条件の調査	基本情報シート
	調査2：避難所のレイアウト、収容可能人数と設備の調査	避難所のレイアウト図 避難所の設備一覧
	調査3：避難所の備品と備蓄の調査	避難所の備品一覧 避難所の備蓄一覧
調査を踏まえた対応の検討	検討1：避難所開設・運営の主体の確認と検討	開設時の役割分担表 運営時の体制と役割分担
	検討2：避難所のレイアウトの検討と設備の検討	避難所のレイアウト図 避難所の収容人数
	検討3：開設時対応と備品・備蓄等の確認・検討	避難所開設アクションカード 様式集
	検討4：運営時の対応と備品・備蓄、様式及び避難所ルールの確認・検討	避難所運営マニュアル 様式集

チェックシート

すでにマニュアルがある避難所でも、次の事項がそろっているか確認しましょう！

■避難所の基本情報（本避難所の基本条件）について

チェック	チェック項目	参照箇所
<input type="checkbox"/>	避難所の主な対象地域・地区と、避難所開設・運営に参加する職員、施設管理者、住民組織を記入していますか？ 	ガイドライン p10～p11
<input type="checkbox"/>	避難所となる施設情報と避難所の使用条件を記入していますか？ 	ガイドライン p18～p21
<input type="checkbox"/>	避難所の備品と備蓄を記入していますか？  	ガイドライン p26～p29
<input type="checkbox"/>	避難所開設時の役割分担を記入していますか？ 	ガイドライン p32～p35
<input type="checkbox"/>	避難所運営時の体制と役割分担、住民組織の代表者を記入していますか？ 	ガイドライン p32～p35
<input type="checkbox"/>	避難所のレイアウト図を掲載していますか？（添付していますか？） 	ガイドライン p36～p45
<input type="checkbox"/>	避難所の収容人数を記入していますか？ 	ガイドライン p36～p45

■避難所開設時の対応（避難所開設マニュアル）について

チェック	チェック項目	参照箇所
<input type="checkbox"/>	避難所開設時の対応を必要に応じ修正しましたか？（開設時の対応は決まっている？） 	ガイドライン p46～p49
<input type="checkbox"/>	避難所開設時に使用する備品、備蓄を記入していますか？ 	ガイドライン p46～p49

■避難所運営時の対応（避難所運営マニュアル）について

チェック	チェック項目	参照箇所
<input type="checkbox"/>	避難所運営時の対応を必要に応じ修正しましたか？（運営時の対応は決まっている？） 	ガイドライン p50～p53
<input type="checkbox"/>	避難所運営時に使用する備品、備蓄を記入していますか？ 	ガイドライン p50～p53

■様式集

チェック	チェック項目	参照箇所
<input type="checkbox"/>	避難所開設・運営時に使用する様式を必要に応じ修正していますか？ 	ガイドライン p46～p53
<input type="checkbox"/>	避難所運営時の生活ルールを記入していますか？ 	ガイドライン p50～p53

第6章 継続的に見直そう！

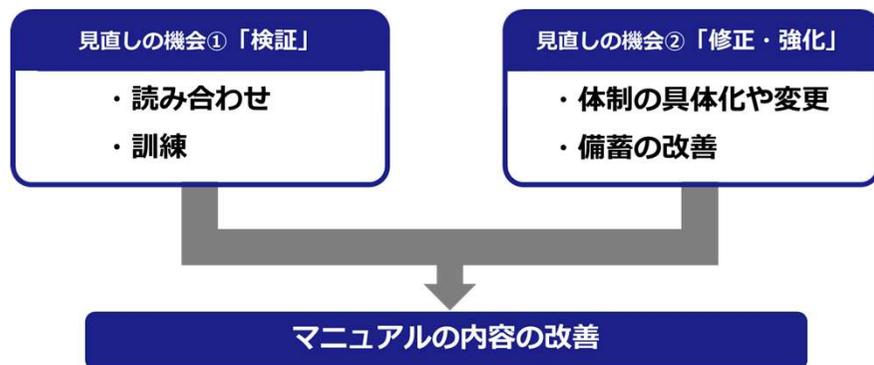
避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）を見直し、内容を改善し、充実化します。

○どうして見直すの？

- 調査し、検討した結果をとりまとめた避難所開設・運営マニュアルですが、実際にマニュアルを見て、避難所開設・運営を、より円滑にできるようにするために、マニュアルの内容を検証し、改善していくことが必要です。また、運営する人が変わったり、環境が整備されるなどから、マニュアルの内容を修正したり、強化していくことも必要です。
- そのため、マニュアル作成後は、継続的に内容を「見直す」活動が必要となります。見直しを通じて、内容を改善し、実効性をあげていくことが望まれます。

○いつ、どうやって見直すの？

- マニュアルを使えるものとするためには、「書いてある通りに行動できる？」といった観点から「検証・改善」する必要があります。この検証・改善方法としてあげられるのが、マニュアルの読み合わせや訓練です。そこで、普段からマニュアルの読み合わせや訓練を行い、いざというときに使えるように内容を改善します。
- もう一つ、見直しの機会があります。避難所の運営体制が具体化した場合や変更、また施設の設備・資機材、備蓄内容にも変更が生じた場合、内容を「修正・強化」する必要があります。この場合は、訓練等に依らず、定期的に記述を修正したり、追記するなどして、内容の適正化をはかります。



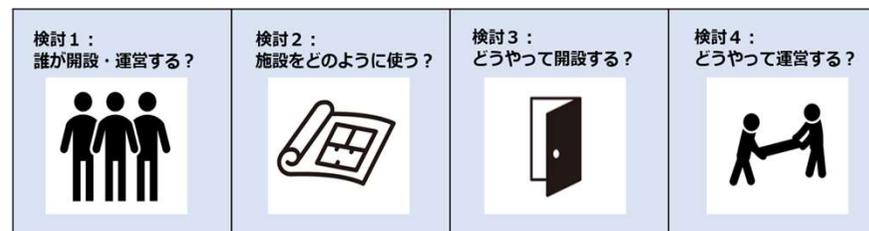
「検証」と「修正・強化」の
2つの機会による見直し

○何を見直すの？

- 見直しは、このガイドラインを通じて「調べたこと（3章）」「検討したこと（4章）」のすべてが対象です。なお、読み合わせや訓練による「検証・改善」と、体制の変更や強化、備蓄の入れ替えなどに伴う内容の「修正・強化」とでは、見直しの対象が少し異なります。

読み合わせや訓練による「検証」の対象

- 「検証」は、「検討しよう！災害時のこと」で検討した、下図の4つのことが主な対象です。読み合わせや訓練を通じて、避難所の開設・運営を行うための各種活動について、「本当に実施できるか？」「効果的に実施できるか？」といった点からチェックします。



読み合わせや訓練による「検証」の対象

体制の変更等に伴う「修正・強化」の対象

- 「修正・強化」は、定期的に見直す必要があることが対象になります。たとえば、避難所の運営を担う各班の代表や班員を具体的に設定し運営体制の構成員を明確にすることも、マニュアルに定めている体制を強化する一つです。
- また、当初定めていた運営の担当者に変更が生じたり、整備されている備品、備蓄等が入れ替えられるなど、時間経過に伴う変化に応じて、マニュアルの記載事項を見直し、修正する場合があります。その他、各種変更があった場合に、マニュアルの関係箇所を改善します。



このように、マニュアルは継続的に見直し、よりよいマニュアルとなるよう、内容を充実・深化させて、実効性を確保することが必要です。

次ページ以降では、作成したマニュアルについて、「検証」を通じて見直す方法、実施してほしい訓練を示すとともに、特に内容の「修正・強化」を図っていただきたい部分を紹介합니다。

なお、検証のための訓練の企画・実施方法については、広島県「避難所開設・運営訓練の手引き」を参照してください。

1 「検証」を通じた見直すポイントと見直し方

検証 1

開設時の対応と役割分担、 備蓄や様式の検証・改善

(1) 内容

- 避難所開設時の対応や役割分担の検証・改善
- 避難所のレイアウトの検証・改善
- 避難所開設時に必要な備品・備蓄、使用する様式の検証・改善

(2) 検証・改善の流れ

- ① 地域住民、市町職員、施設管理者の3者で集い、「検討しよう！」で作成した避難所開設時のアクションカードを用いて、実地訓練を行います。
 - 避難所となる施設で、アクションカードに記載されている対応を、示されている順番に、実際に行います。
 - 開設時の役割分担表を踏まえ、地域住民、市町職員、施設管理者が役割に応じて対応します。
 - レイアウト図に従って受付を設置したり、避難者の受入れ等の体験も行ってみましょう。
 - 避難所開設時に、必要な設備を確認したり、備品や備蓄、様式も使用してみましょう。

☞【ポイントA参照】
 - ② 訓練実施後は、「ふりかえり」を行います。ふりかえりでは、アクションカードに示されている内容、役割分担、レイアウト、設備、備品や備蓄、様式について、内容の適正を3者で確認します。
 - ③ カードの記述部分や役割分担、レイアウト等に、追記や修正などの改善の必要箇所がある場合は、改善内容を整理し、アクションカードに反映させます。
- ☞【ポイントB参照】

(3) マニュアルの検証箇所

章	修正箇所	頁
第2章 本避難所に関する基本条件	開設時の体制と役割分担	p 8
	避難所レイアウト	p10
第3章 避難所開設マニュアル	アクションカードの対応と使用する設備等	全体
様式集	開設時に使用する様式	

☞【ポイント】

- A) 訓練時は、実際に避難所となる施設の内外を確認したり、設備や備品を確認しながら対応しましょう。 実体験を通じて、実際に、施設のどこを安全確認したらよいか、どこにどうやって受付をおけばよいかなどが確認でき、災害時に取るべき行動も身につきます。
- B) 「ふりかえり」では、参加者のそれぞれが訓練を通じて、「気づいたこと」、「改善すべきこと」等の意見を出し合います。この結果を整理し、アクションカードや様式集等の改善箇所を明らかにします。



避難所開設時の対応訓練を行いました！

- 熊野町の「モデル避難所」での検討会において、地域の皆さんと市町職員、施設管理者の3者で、避難所開設の確認訓練をしました。

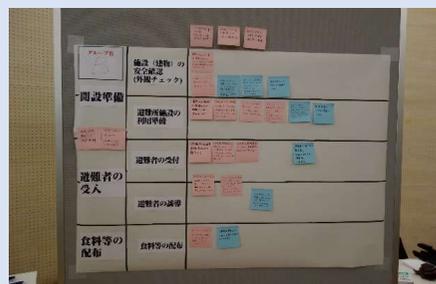


施設の安全確認



受付の設置

- 訓練後は、参加者で訓練の「ふりかえり」をして、マニュアル改善の意見を付箋に書き出し、意見交換をしました。この意見交換の結果をマニュアルの改善事項として、まとめました。



付箋で対応ごとの意見を集約



グループごとの発表

検証 2

運営時の対応と役割分担、 備蓄や様式の検証・改善

(1) 内容

- 避難所運営時の対応の検証・改善と体制と役割分担の検証・改善
- 避難所のレイアウトの検証・改善
- 避難所運営時に必要な備品・備蓄、使用する様式の検証・改善
- 避難所運営ルールの検証・改善

(2) 検証・改善の流れ

- ① 地域住民、市町職員、施設管理者の3者で集い、「検討しよう！」で作成した避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）を用いて、実地訓練を行います。
 - 避難所となる施設で、各班に分かれ、それぞれの対応について、示されている順番に、実際に行います。
 - 役割分担表に従い、地域住民、市町職員、施設管理者の役割を分担して、対応します。
 - レイアウト図に従って、避難所内の部屋割りをし、備品や備蓄物資等を活用して設営等もしてみましょ。
 - 対応では、様式も使用して実行の疑似体験をします。避難所ルールについても確認しましょう。
☞【ポイントA、B参照】
- ② 実施後は、「ふりかえり」の機会を作って、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）に示されている内容、役割分担、レイアウト、設備、備品や備蓄、様式について、内容の適正を3者で確認します。
- ③ 記述部分に追記や修正などの改善の必要な箇所がある場合は、改善内容を整理し、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）に反映させます。
☞【ポイントC参照】

(3) 避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）の検証箇所

章	修正箇所	頁
第2章 本避難所に関する基本条件	避難所運営時の体制と役割分担	p8
	避難所レイアウト	p10
第4章 避難所運営マニュアル	運営マニュアルの 各班の対応と使用する設備等	各対応
様式集	運営時に使用する様式	
	避難所ルール	

☞【ポイント】

- A) 訓練上で避難者役や要配慮者役の人を配置し実践的に行うことで、多くの気づきを得ることができます。この結果が、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）の検証にも効果があるので、是非とも実践的な訓練の実施をおすすめします！
- B) 1度の訓練で全班的対応を検証するのではなく、「1回の訓練で2～3の班の対応を確認する」など、訓練の機会を小分けにする進め方もあります。小分けにすることで、みんなで各班の対応を確認できる利点もあります。
- C) 検証の対象となる「避難所ルール」は、多様な避難者が集まること、多様な生活スタイルがあることを踏まえ、みんなで合意できるルールとなるように整理しましょう。



避難所運営時の対応訓練を行いました！

- 広島市の「モデル避難所」では、地域の皆さんと市町職員、施設管理者の3者で、避難所運営の訓練を行いました。訓練では、大規模地震の発生を想定し、避難所運営委員会の各班と地域の皆さんとで、対応の確認を行いました。
- 対応の確認を行うにあたっては、まず各班から、班の対応について、住民に説明を行うとともに、住民の皆さんに、対応への協力をお願いしました。



各班による対応の説明の様子

- また、各班が説明する際には、対応で使用する資機材や備蓄の使い方やその留意点などについての説明もしました。



段ボールベッドの設置



備蓄の配布

2 避難所の開設・運営に関する訓練メニュー

- 見直しにあたり、**実施をおススメする避難所開設・運営に関する訓練メニュー**を以下に紹介します！
- たとえば「開設だけの訓練」や「各班の対応の訓練」など、**検証部分を絞って実施していくのが効果的**です。

代表的な訓練メニュー一覧

訓練名	概要	主な検証内容
避難所開設・運営マニュアルの読み合わせ訓練	避難所開設・運営の従事者でマニュアルの内容を確認する訓練	マニュアルに記載されている対応と流れ
避難所開設訓練	避難所の開錠から避難者受入れまでを一貫して実施する訓練	避難所開設の対応と流れ
避難所受付訓練	避難者役を多数用意して避難者の受付を行う訓練	避難者受付時の対応と流れ
避難所施設見学訓練	避難所内にある設備や備品等の配置や数などを確認する訓練	避難所内の設備や備品
備蓄物資配給訓練	避難者の数を確認し、適切に備蓄物資を配布して記録する訓練	備蓄物資の配給の流れ、備蓄物資の保管場所
炊き出し訓練	備蓄の飲食料を活用して炊き出しを行う訓練	炊き出しの対応と流れ
ペット同行避難訓練	ペットを同行した避難者の受入れを行う訓練	ペット受入れの対応と流れ
情報伝達訓練	避難者に情報を伝達する訓練	情報伝達の対応と流れ
感染者対応訓練	感染者の疑いがある人が避難所で発生した際の対応の訓練	感染者への対応とその流れ
冬の避難所運営訓練	避難所運営訓練を冬に実施し、避難者の寒さ対策を行う訓練	避難所での寒さ対策
夜の避難所開設・運営訓練	暗い中での避難所開設訓練、また夜の避難所での生活を体験する訓練	夜の避難所開設の流れ・夜の避難所生活状況

広島市落合小学校の避難所開設・運営訓練の様子

落合学区の自主防災連合会が主催し、地域包括支援センターなどの関係団体と共同して避難所開設訓練を実施しました。訓練では、住民による避難訓練を行ったほか、地元の小学生による防災学習の成果発表が合わせて行われました。



炊出し（豚汁）



エコノミークラス症候群
予防体操の実演



冬の避難所運営訓練で、寒さ対策を！

- 1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災、また2024年の能登半島地震では、寒さなどで体調を崩して亡くなる「災害関連死」が問題視されました。

⇒災害はいつ発生するかわかりません。そのため、さまざまな状況に応じた訓練を行い、あらかじめ、対策を検討しておくことが重要です。

⇒寒さ対策と同様に、暑い夏の避難所運営訓練も重要です。



冬の体育館での避難所運営訓練の様子（府中市）

- 広島県府中市では、12月に訓練を実施。避難者に応じて毛布を複数枚渡したり、冷たい床にマットを敷くなどして、寒さ対策を行いました。
- 訓練後は、寒さ対策も含めた避難所運営について協議しました。

2 「修正・強化」を通じた見直すポイントと見直し方

修正・強化1 運営時の班体制の具体化、避難者が参画出来る対応の明確化

(1) 内容

- 避難所運営時の各班のリーダーと班員
- 避難者との役割分担

(2) 修正・強化の流れ

- ① 「検討しよう！」で検討した、運営時の体制と役割分担を確認します。
- ② 地域住民、市町職員、施設管理者の3者で協議の上、各班の班長と班員を検討し、設定します。
 - 各班（〇〇班、〇〇班・）の班長となるリーダーを、参加している地域住民（各自治会や自主防災組織の代表）の中から選出します。
 - 各班員には、各自治会や自主防災組織の要員を配置します。
☞【ポイントA、B参照】
- ③ 各班の避難所運営時の対応のうち、避難者の参画を求める対応部分を検討し、明確化します。
☞【ポイントC参照】

(3) とりまとめ

各班のリーダーと班員を、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）p9の「避難所運営本部組織体制」に記入しましょう。また、避難者の参画する対応については、p23以降の各班の対応の表紙にある、チェックボックスにチェックを入れて、わかるようにしておきましょう。

（〇〇避難所 避難所運営本部 組織体制案）

役割分担は、下表のとおりです。

役割	役割	所属・氏名
班長	● 避難所運営本部の統括	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
班員	● 班員名の補佐	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
統括班	● 避難所状況の把握管理 ● 避難者からの相談・要望対応 ● 避難所運営本部会議の運営管理 ● ボランティアの依頼と調整	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
情報班	● 情報の収集と整理 ● 避難者への周知・伝達 ● 取付対応	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生活環境管理班	● 生活環境全般の整備 ● 生活環境の安全管理 ● モットの受け入れ環境整備 ● 衛生・衛生管理の安全管理	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
食料・物資班	● 物資等の受け入れ体制の整備 ● 食料・飲料水・生活用品等の確保管理と配布 ● 廃棄処理	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
避難者相談支援班	● 避難者の健康支援 ● 生活環境を整備（お風呂・トイレ） ● 応急的な応対りと支援	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

その他、市町職員と施設管理者の役割は下表のとおりです。

区分	役割	所属・氏名
市職員	● 避難所運営本部の役割 ● 避難所運営本部の補助	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
施設管理者	● 避難所運営本部への参加 ● 施設管理に関する中心	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②で検討した各班のリーダーと班員を記入します。

③施設管理班がすること

施設・管理用は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「ペットの受け入れ環境整備」（災害発生時・居住空間の安全管理（防火・防犯））を行うことが必要と役割になります。
そのために、業務内容は下記のような業務を実施します。

1. 生活環境全般の整備
2. ペットの受け入れ環境整備
3. 居住空間、共有空間の安全管理
4. 防火・防犯のための見回り

施設管理班が行うことは、このシートに書かれています。
実務対応は関係機になります。
ご自身の確認管理も忘れずにください。

③で検討した、避難者の参画する対応にチェックを入れましょう。

☞【ポイント】

- A) 班長と班員が同じ住民組織のメンバーがなる場合もあれば、そうでない場合もあります。班員が異なる組織のメンバーで構成される場合は、円滑に対応が進められるよう、**普段から顔の見える関係づくりをしておく**ことが重要です。
- B) 班長や班員は、**女性が半分以上、最低でも3割以上になる**にしましょう。
- C) 避難者は被災者ですが、災害を乗り越えていくための対応主体でもあり、決してお客様ではありません。**避難者の一人一人が、無理のない範囲で、「自分のことは自分で取り組む」、「みんなが生活する避難所での運営に、参画し協力する」**にしましょう。物資の運搬や衛生管理、見回りなど、避難所内での生活の維持・管理・改善にぜひ参画を求めましょう。



避難所運営体制への女性参画の必要

- 内閣府では、避難所運営に男女共同参画が必要で、「避難所の管理責任者には、男女両方を配置する」こと、また「役員のうち、女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする」よう促しています。というのも、過去の災害で、親切心からなのですが、男性が女性に下着や生理用品を配布していたため、女性がもらいづらくなった、ということもあったからです。
- 避難所運営を担う人が、**女性と男性とではニーズが異なることを理解し、女性も男性も生活しやすい環境を実現**しましょう。たとえば千代田区では、避難所運営体制の中に、「女性支援班」が設けられています。



千代田区の避難所運営体制図

出典：千代田区「避難所運営マニュアル」

(1) 内容

- 避難所のレイアウト・設備の改善・強化
- 避難所にある備品、備蓄の充実

(2) 修正・強化の流れ

- ① 右ページ以降 (p69～p73) の各種基準を参考に、一度、整理した避難所レイアウトを確認し、改善事項について検討します。☞【ポイントA参照】
- ② レイアウトに追記や修正などの改善が必要な箇所がある場合は、改善内容を整理し、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）に反映させます。
- ③ 右ページ以降 (p69～p73) の各種基準を参考に、避難所の設備と備品及び備蓄の一覧を確認し、よりよい環境づくりに向けて、改善すべき設備や、追加整備すべき、備品・備蓄を検討します。☞【ポイントB参照】
- ④ 設備の改善や備品や備蓄の調達の可能性については、市町の避難所担当者等を通じて、行政に相談します。
- ⑤ 設備、備品、備蓄に関し改善等がある場合は、避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）に反映させます。

(3) 避難所開設・運営マニュアル（各避難所版）の修正・強化箇所

章	修正箇所	頁
第2章 本避難所に関する基本条件	避難所レイアウト	p10
	設備一覧	p11
	備品一覧	p12
	備蓄一覧	p13

☞【ポイント】

- A) 次ページ以降では、避難所等での生活環境に関する整備基準等を示していますが、この基準のすべてをすぐにクリアするのは困難です。一方、災害時によりよい生活環境を確保することは重要ですので、できることから、改善を取り組んでいくようにしましょう。なお、取り組みにあたっては、市町の「避難所整備の考え方」も踏まえて進めましょう。
- B) 部屋ごとで利用する備品や備蓄を確認しながら、改善点を整理しましょう。



内閣府の「よりよい生活環境」確保のための
取組みの指針

- 内閣府では、平成23年に発生した東日本大震災時の避難者への生活支援の課題を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保のための取組指針を策定しました。その中で、生活環境と衛生環境について、下記のようにまとめています。

生活環境の整備（必要に応じて）

- ・ 男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場、授乳室の設置
- ・ 暑さ、寒さ対策
- ・ 入浴及び洗濯の機会の確保
- ・ 子供の遊び場や学習のためのスペース確保

設備や備品の整備（必要に応じて）

- ・ 畳、マット、カーペット、簡易ベッド
- ・ 間仕切り用パーティション
- ・ 冷暖房機器
- ・ 洗濯機、乾燥機、洗濯干し場
- ・ 仮設風呂、シャワー
- ・ テレビ、ラジオ
- ・ 簡易台所、調理用品

出典：内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

- トイレ環境の悪化が災害関連死にもつながるとの指摘もあり、トイレを清潔に保ち、また適切な数を用意することが重要とされています。
- 施設で収容可能な人数をもとに、次の基準を踏まえて、トイレを確保できるようにしてください。既設トイレで不足することが想定される場合は、あらかじめ仮設トイレや簡易トイレを備蓄・整備しましょう。

トイレの個数の目安

- ・ 災害発生当初は避難者約50人当たり、**トイレ1基**
- ・ 避難が長期化する場合は**約20人当たり1基**

- また、トイレトーパーや生理用品を確保するとともに、手洗い用水、石鹸、ウェットティッシュ、ペーパータオル、消毒用アルコール、トイレ専用のスリッパ等、トイレを清潔に保つための用品も用意しておきましょう。

出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」



女性にも避難所運営に参加してもらいましょう！

内閣府が行った調査によると、全国の1,741市区町村を対象に、2022年末時点で、災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、どれだけ備蓄しているかについて、調査を行いました。

ここでは、その結果を紹介します。

【女性・妊産婦用品の備蓄状況】

	品目	備蓄している市区町村の割合
1	生理用ナプキン	82.5%
2	おりものシート	6.8%
3	サニタリーショーツ	3.8%
4	女性用下着	11.9%
5	女兒用下着	2.9%
6	妊産婦用下着	0.3%
7	妊産婦用衣類	0.5%
8	母乳パッド	1.0%

【乳幼児用品の備蓄状況】

	品目	備蓄している市区町村の割合
1	粉・液体ミルク	72.5%
2	乳幼児用おむつ	66.9%
3	哺乳瓶・人口乳首・コップ	58.1%
4	授乳用ケープ・バスタオル等	4.7%
5	乳幼児用飲料・軟水	10.6%
6	離乳食	14.3%
7	おしりふき	26.1%
8	皿・スプーン	11.1%
9	湯沸かし機具・煮沸用鍋	11.6%

出典：内閣府「全国市区町村を対象にした備蓄状況の調査（2022年末時点）」

生理用ナプキンや粉・液体ミルク、乳幼児用おむつは多くの市区町村で備蓄してありますが、女性用の下着や衣類、離乳食、食事に必要な皿・スプーン等、については、ほとんどの市区町村で備蓄されていません。

備蓄品目に偏りがあり、一部の品目については備蓄されていますが、そのほかの生活に必要な品目が備蓄されていない状況といえます。

【避難所運営に女性の参加を促しましょう】

避難所運営は、男性にとっても女性にとっても、また妊産婦やその他要配慮者にとっても、避難所がよりよい環境になるようにすることが重要です。そのためには、避難所運営組織やその訓練に、地域の女性や要配慮者など、さまざまな人に積極的に参加を呼びかけ、市町職員と相談しながら、どのような対策が必要になるか、どう対応するかを検討していきましょう。



避難所の寒さ・暑さ対策

避難所では、寒さや暑さの対策等、季節などに応じたさまざまな対応が必要になります。下記を参考に、できる範囲で、必要な対策を実施しましょう。



- ① 床にマットや畳、段ボールを敷設
- ② すき間風にガムテープ活用で建物の気密性
- ③ 施設内の通気性を考慮し、間仕切りを撤去
- ④ 毛布やストーブ等を活用
- ⑤ 断熱マットや保温性の高いシートを活用



- ① 日中は高温になるため、温度計・湿度計で定期的に確認
- ② 早い時期（5月）からエアコンを設置。エアコンの設置が困難な場合は隣接する部屋等を仮設の休憩室としてエアコンを設置
- ③ 扇風機、網戸、氷柱の設置、うち水の実施
- ④ 輻射熱を防ぐための遮光カーテン等の設置
- ⑤ 冷却ジェルシート、飲料の配布

出典：福岡県防災ホームページ「災害に備える・避難所」



スフィア基準①

スフィア基準は、正式には「人道憲章と人道支援における最低基準」といいます。戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示しています。

ここでは、「権利保護の原則」と生活を守るための基準や指標を紹介します。

■ 権利保護の原則

1. 人びとの安全、尊厳、権利の保障を高め、人びとを危険にさらさないこと
2. 人びとがニーズに応じた支援を、差別なく受けられるようにすること
3. 脅迫、暴力、抑圧、意図的な剥奪により身体的または精神的な影響を受けた人びとの回復を支援すること
4. 人びとが自らの権利を主張できるようにすること

■ 衛生促進基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 個人、家庭等のそれぞれで必要不可欠な衛生用品を特定する。
- ② 必要不可欠な衛生用品を、必要なときに入手できるようにする。
- ③ 衛生用品が適切か、必要なときに入手できているかの満足度を確認する。

基本指標

②について

- ・ 1家庭につき10～20リットルの水を入れる容器2つ（調達用と保存用）
- ・ 1人毎月、入浴用せっけん250グラム
- ・ 1人毎月、洗濯用せっけん200グラム
- ・ 手洗い場用のせっけんと水
- ・ 子ども用の排泄処理のおまるやオムツ

■ 給水基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 必要な水量と供給の仕組みを決める。
- ② 世帯や共同の洗濯場、入浴場、調理場や手洗い場での適切な排水場所を確認する。

基本指標

各世帯の飲料水と家庭における衛生を保つために必要な水の平均使用量

- ・ 1人1日、最低15リットル

水関連施設の最大利用者数

- ・ 蛇口1つにつき、250人（基準流出量：毎分7.5リットル）
- ・ 選択施設1箇所につき、100人
- ・ 入浴施設1箇所につき、50人
- ・ 一番近い給水所への距離、500メートル未満
- ・ 水源で並ぶ時間、30分未満

■ し尿管理基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 利用者と維持管理者が安全に使えるトイレを選択する。
- ② 避難者が必要なトイレの数を決める。
- ③ 手を洗ったり、汚物を適切に廃棄する設備をトイレの中に設置する。

基本指標

- ・ 共用トイレの割合、20人につき最低1つ
※初期段階50人につき最低1つ
- ・ 女性用と男性用のトイレの数の割合は3：1
- ・ 住居と共用トイレの間の距離、最大50メートル
- ・ 内側から施錠でき、適切な照明がついている

■ 固形廃棄物処理基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 家庭もしくは世帯の小グループ用に、適切な大きさでふたつきの固形廃棄物保管用の容器を配布する。
- ② 固形廃棄物の公共の回収所は、目立つように印をつけてフェンスで囲う。
- ③ 公共の回収所から、定期的に固形廃棄物を回収するシステムを構築する。

基本指標

- ・ 公共の回収所が、居住スペースから適切な距離に設置されている

■ 病原菌対策基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 家庭での病原菌の予防週間を調査する。
- ② 病原菌の予防方法についての情報を周知する。

基本指標

- ・ 避難者が適切な予防対策をとっている



スフィア基準②

■ 食料支援基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 公平で安全な食料配給を行う。
- ② 避難者が利用しやすく、安全かつ便利な場所に配給地点を設置する。
- ③ 配給の予定と、食料の質と量等について、事前に避難者に知らせる。

基本指標

- ・ 配給地点までの距離は、5km未満を目標とし、明確な印をつける
- ・ 配給は要配慮者を優先している

■ 居住スペースの基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 基本的な家庭活動を行うための適切な居住スペースを有している。
- ② 居住スペースで基本的な活動を安全に行えることを確かめる。

基本指標

- ・ 1人あたり最低3.5㎡の居住スペース
- ・ 内部天井高の最高点が、少なくとも2m（高温気候の場合、2.6m）

■ 家庭用品支援の基準の基本行動と基本指標の主な例

基本行動

- ① 各世帯が必要な活動を取り戻し、維持するために必要な物資を特定する
- ② 家庭用品に関する支援を、効果的かつ適切に届ける
- ③ 家庭用品の利用可能性や使用状況の調査をし、適応させる。

基本指標

①について

- ・ 1人あたり衣服一式を最低2セット、サイズがあっており、文化、季節および機構、その他の特別なニーズに適応していること
- ・ 1人あたり、毛布1枚とベッド（フロアマット、マットレス、シーツ）
※寒冷気候では追加の毛布あるいは断熱性の床
- ・ 必要に応じて、殺虫剤加工をした長持ちするネット
- ・ 各世帯、又は4～5人のグループごとに、取っ手とふたつきの家庭用料理鍋を2つ、調理又は盛り付け用のボール、キッチンナイフ1本、取り分け用のスプーン2本
- ・ 1人あたり、皿1枚、食器一式を1組、飲み物用のコップ1つ



スフィア基準に関する取組み事例

スフィア基準を満たすための取組み事例を以下に紹介します。

■ 堺市の取組み

大阪府堺市では、次のような取組みを行っています。

簡易トイレの備蓄拡充

- 上町断層帯地震が発生した場合の、堺市で想定される最大の避難者数は138,643人です。これに対し、スフィアプロジェクトの視点から、50人にトイレ1基の割り当て数となるよう、マンホールトイレの整備や簡易トイレの備蓄拡充を図っています。
- また、マンホールトイレの設置手順を示すマニュアルを作成し、公開するとともに、マンホールトイレの運用に向け、住民の訓練を行っています。



マンホールに便座を設置



テントカバーの設置

出典：堺市上下水道局HP

(マンホールトイレの設置方法／堺市上下水道局ホームページ (sakai.lg.jp))



マンホールトイレの運用訓練

出典：堺市上下水道局「堺市のマンホールトイレ_整備について」

防犯ブザーの配置

- 女性や子どもが夜間でも安心してトイレを使用できるようにするために、また、避難所における暴力等を予防し、安全・安心な避難所を確保するために、指定避難所1箇所あたり、5個の防犯ブザーの配備を進めています。

■ 参考資料

□ 避難所運営全般

内閣府

「避難所運営ガイドライン」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>

「あなたのまちの避難所について」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/leaflet.pdf>

□ 避難所の感染症対策

内閣府

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」

https://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」 (動画)

<https://www.bousai.go.jp/coronam.html>

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」

<https://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A」

https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794047.pdf>

広島県

「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/394003.pdf>

□ 避難所生活における健康管理

厚生労働省

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

□ 避難所のトイレ

内閣府

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

国土交通省

「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001421328.pdf>

□ ペットの災害対策

環境省

「人とペットの災害対策ガイドライン」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

広島県

「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/597050_1822090_misc.pdf

□ 避難所運営における男女共同参画

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

□ 被災者の入浴支援

広島県

「被災者入浴支援マニュアル」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/nyuuyokushien.html>

□ 災害時のボランティア活動

広島県社会福祉協議会「広島県被災者生活サポートボラネット」

「被災者の生活をささえるボランティア活動について知りたい、参加したい」

<https://www.hiroshima-fukushi.net/prefectural2/04volunteer/05volnet/>

□ 地区防災計画

内閣府

「みんなでつくる地区防災計画」

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

□ 地震被害想定

広島県

「広島県地震被害想定調査報告書」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

□ 公益活動団体への助成制度

CANPANプロジェクト

<https://fields.canpan.info/>